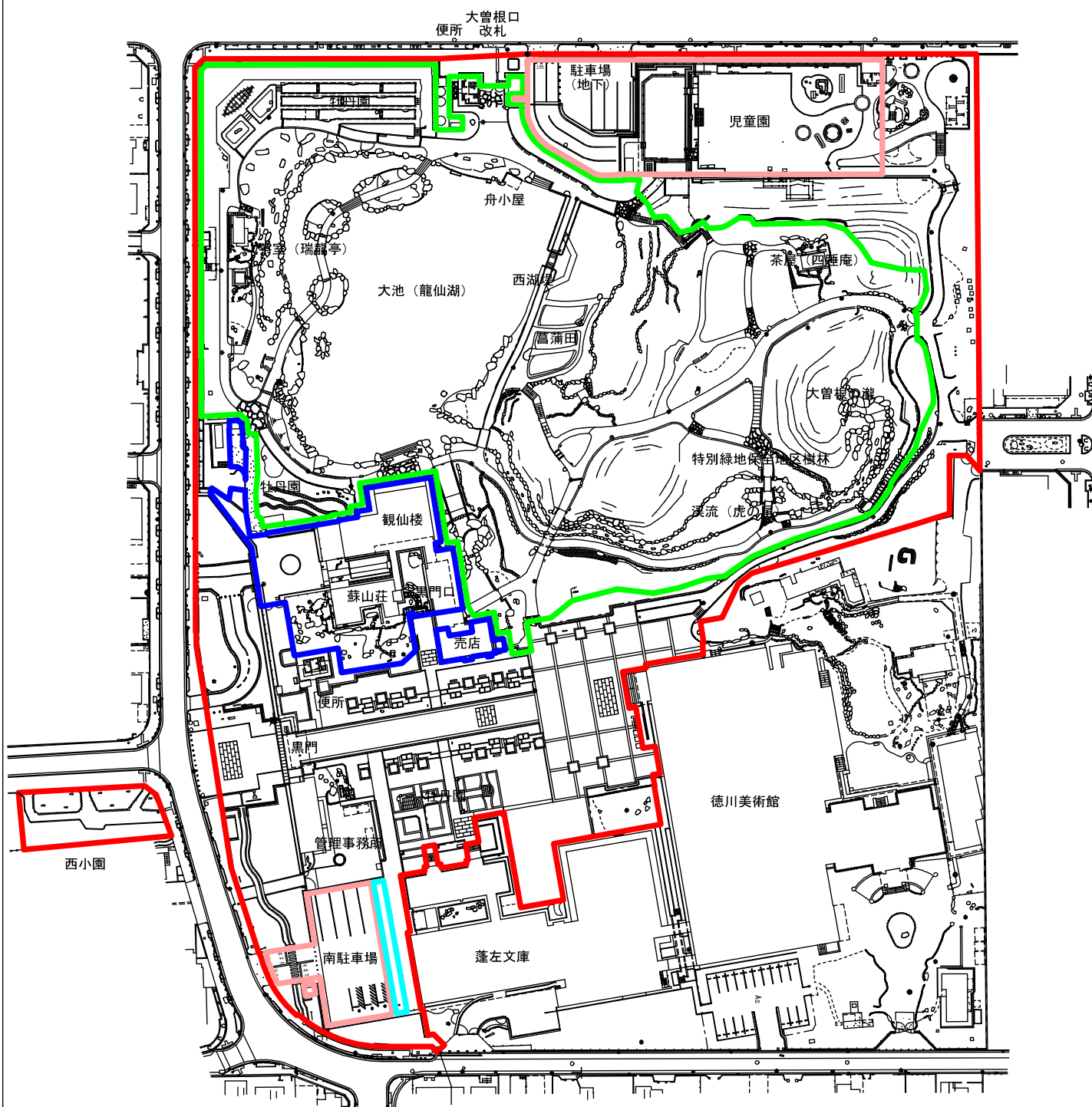


事業対象区域図



事業区域図



凡 例

	名 称	備 考
	公募対象公園施設	指定管理区域除外
	駐車場	管理許可、指定管理者自主事業
	指定管理区域	
	有料庭園区域	
	なごや観光ルートバス駐車場	指定管理区域除外



S=1:1500 (A4)

0 10 20 30 40 50 100m

(令和 2 年 11 月修正版)

公募対象公園施設について

1 公募対象公園施設の場所

別添 4「公募対象公園施設区域図」に示す区域とします。

A 及び B 区域での管理運営に関する提案は必須です。

B 区域に新たに施設を設置する提案は任意です。

2 公募対象公園施設の種類

(1) 必須提案

A、B 区域は、既存のレストラン・ホール、蘇山荘、売店、およびこれらに付随する便所等の施設とします。

(2) 任意提案

B 区域に新たに設置する施設は、都市公園法第 5 条の 2 第 1 項及び都市公園法施行規則第 3 条の 2 に規定されている休養施設、教養施設、便益施設、集会所とします。

3 必須提案について

(1) 整備に関する条件

ア 全体事項

- (ア) 施設はスケルトン渡しとしますので、認定計画提出者は内部のレイアウト等を設計し、内装、屋内配管、配線などを施行していただきます。
- (イ) 既存の設備機器、備品を使用していただきますが、撤去・更新、追加することは可能です。
- (ウ) 施設のデザイン等は、周辺環境、公園施設としてふさわしい景観となるよう配慮してください。
- (エ) 屋外に掲げる施設名称などの看板等については、名古屋市屋外広告物条例（昭和 35 年名古屋市条例第 16 号）に適合するものとしてください。
- (オ) 施設は、ユニバーサルデザインに配慮してください。なお、バリアフリーについては、人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成 6 年愛知県条例第 33 号）、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 25 年名古屋市条例第 10 号）及び福祉都市環境整備指針（名古屋市）に基づいた計画としてください。また、高齢者や子ども連れ、障害者及び要介護者の方々の利用にも配慮してください。
- (カ) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築確認申請が必要となるような整備（改築、増築等）は原則できません。
- (キ) 荷解きスペースやごみ集積スペースは、別添 4「公募対象公園施設区域図」中の作業ヤード内に確保することが可能です。

イ 工事に関する事項

- (ア) 公募対象公園施設にかかる一切の工事は、認定計画提出者の負担において施工してください。
- (イ) 工事期間中、来園者の安全や周辺環境へ配慮してください。
- (ウ) 認定計画提出者は、工事に係る区域に必要な安全対策を行い、その区域内における工事施工及び管理に起因して発生する一切の損害の責任を負うこととします。
- (エ) 工事の施工にあたり、名古屋市と円滑に協議できる管理体制としてください。
- (オ) 公募対象公園施設の工事着手前までに、都市公園法第 5 条に基づく管理許可を受けてください。原則として工事期間中も名古屋市へ管理許可使用料を支払っている

たきます。

ウ インフラに関する事項

- (ア) 公募対象公園施設には、電気、ガス、水道、下水道のインフラが供給されており使用可能です。既存のインフラで不足する場合は、原則として認定計画提出者の負担にて整備し、所有するものとし、指定管理対象施設とは独立して設けてください。また、既設のインフラが維持管理できるような施設配置としてください。既存のインフラは指定管理対象施設も使用するため、子メーター等を設置し、公募対象公園施設の使用量を区分できるようにするものとし、当該使用量に応じた料金は、指定管理料から支出せず、認定計画提出者自らが負担するものとします。
- (イ) インフラ整備に伴い新たな引込み等を行うにあたっては、各インフラ管理者と協議を行い、負担金等が必要となる場合は、認定計画提出者から各インフラ管理者へ引込み等に要する費用を負担してください。

○既存インフラ

- ・電気…交流 3 相 3 線式 200V、交流単相 3 線式 200V/100V
- ・ガス…都市ガス 13A
- ・上水…50 mm
- ・下水…150 mm

エ 文化財に関する事項（蘇山荘）

- (ア) 蘇山荘は国の登録有形文化財です。整備にあたっては、特に注意を払うようにしてください。
- (イ) 整備等により現状の変更を伴う場合は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定により、事前に国への届出等が必要となるため、名古屋市が手続きを行うにあたり、資料の作成等、必要な協力を行うものとしてください。

(2) 管理運営に関する条件

ア 全体事項

- (ア) 公園利用者が利用しやすく、安心・安全に配慮した管理運営としてください。
- (イ) 持続的に運営可能な事業計画としてください。
- (ウ) ホスピタリティあるサービスを確保してください。また、高齢者や子ども連れ、障害者及び要介護者の方々の利用にも配慮してください。
- (エ) 施設の維持管理（原則管理許可区域内における名古屋市所有の施設の修繕、建物周辺の植栽等の維持管理を含みます。）及び運営にかかる費用は、認定計画提出者の負担となります。
- (オ) 特定の会員のみが使用できる施設など、「独占的な利用」や「排他的な」利用を行う施設とすることはできません。
- (カ) 飲食施設について、貸切の状態が続くなど、一般の公園利用者の利用が妨げられることのない運営を期待します。
- (キ) 公園利用者の利便性を考慮し、日本庭園の開園日は原則営業していただきます。
- (ク) 営業時の音、振動、営業時間等については、周辺の環境に配慮してください。なお、営業時間は、名古屋市との協議により決定するものとしますが、午前 0 時を超えての営業はできません。
- (ケ) 年間を通じ、円滑な管理運営が可能な従業員の配置体制としてください。また、営業に関する決定権を有する専任の責任者（店長、支配人などに相当するもの）を常駐させてください。
- (コ) 甲種防火管理者を配置してください。

- (サ) 地震・火災等災害発生時の危機管理に対応した管理運営可能な配置体制としてください。
- (シ) 公園内の利用者などの支障とならないよう対策をしてください。
(支障例)
 - ・販売又は配布した物の園路・広場等への投げ捨て
 - ・公募対象公園施設利用者の待ち列による園路等へのはみ出し
- (ス) 指定管理対象施設と一体的に魅力増進を図れるような管理運営内容としてください。
- (セ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の適用を受ける料理店、カフェ、バー、キャバレーを設置することはできません。
- (ソ) 建築物や設備等の法定点検
 - a 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく定期点検を実施すること。また、定期点検結果を名古屋市に報告すること。
 - b 消防関係法令等に基づく消防用設備等の点検を実施すること。
 - c その他法令に基づく点検を実施すること。
 - d 指定管理区域と公募対象公園施設、双方に関係する設備等の法定点検、保守管理、保守点検及び機械警備等で区分することが困難な部分については、名古屋市と協議の上、指定管理業務として実施することができる。

イ レストラン（観仙楼：上階）

- (ア) 当該施設は、隣接する徳川美術館を含めた徳川園全体を構成する重要な文化施設として位置付けており、十分に質の高いサービスを提供することによりレストラン単独でも集客力のある魅力あふれた施設となることを期待しています。
- (イ) 提供するメニュー構成については、蘇山荘の運営と併せて、食事だけではなく、喫茶・軽食にも対応した広く公園利用者が利用できるものとして提案してください。
- (ウ) アルコールの提供は可能です。

ウ ホール（観仙楼：下階）

- (ア) 当該施設は、様々なイベントやコンベンションを開催することを目的としています。観光、武家文化の発信拠点としての利用を期待します。
- (イ) ホールは一般利用も想定しています。認定計画提出者はホールの予約受付業務を行っていただきますので、予約方法など運営内容について提案してください。
ホールは宝石・着物販売会など、営業目的での使用はできません。予約受付時に十分注意してください。
- (ウ) 市民やイベント会社主催のイベント・コンベンションへの貸出し、認定計画提出者によるイベント開催などの使用を想定しています。
- (エ) 庭園の供用時間中にホールの利用者がホールから直接庭園に入園する場合は別途庭園の入園料を徴収してください。（当該入園料は名古屋市の収入となります。）
- (オ) 第三者にホールを貸出しする場合の使用料は、認定事業者の収入となります。使用料金は認定計画提出者の提案に基づき名古屋市と協議の上、決定していただきます。なお、現在の使用料金は、以下のとおりです。
(参考 9 時 30 分から 12 時：30,000 円、12 時から 17 時：48,000 円、9 時 30 分から 17 時 78,000 円、18 時から 21 時：36,000 円（庭園利用なし）、18 時から 21 時：99,000 円（庭園利用あり）)

- (カ) 庭園の供用時間外にホールの利用とあわせて庭園を利用する場合は、名古屋市と協議の上、認定計画提出者が別途庭園を利用する管理許可を得てください。また、公募対象公園施設にかかる管理許可使用料とは別に、名古屋市都市公園条例で定める許可使用料（参考 令和 2 年度許可使用料：10,848 円／㎡・年）を名古屋市に納付してください。

エ 蘇山荘

- (ア) 当該施設は、昭和 12 年に開催された汎太平洋平和博覧会の迎賓施設として建築され、その後徳川園に移築された建物で、平成 26 年度に登録有形文化財の指定を受けています。文化財の登録理由を踏まえ、文化財としての価値を高める提案を期待します。
- (イ) 飲食施設としての提案をしてください。観仙楼（レストラン・ホール）の付帯施設としての営業形態の提案も可能です。
- (ウ) 火気の使用を禁止します。

オ 売店

- (ア) 国内外からの来園者に向けて、地元名産品、伝統工芸品、土産品、和菓子など日本の武家文化の発信拠点にふさわしい品ぞろえを期待します。
- (イ) 上記の物品のほか、その場で飲食できる物品の販売も可能です。
- (ウ) アルコールは、土産品としてのみ販売することは可能です。
- (エ) たばこの販売はできません。
- (オ) 売店機能に加え、他機能（休憩スペース等）の提案も可能です。

カ その他の施設

上記施設と一体となっており、上記施設の管理運営のため必要な以下の施設も公募対象公園施設として、認定計画提出者の負担で維持管理を行っていただきます。②車寄せに任意で新たな施設を設置する提案が可能です。

- ①蘇山荘庭園
- ②車寄せ
- ③トイレ 2 箇所（地下 1 階、1 階）
- ④喫煙コーナー
- ⑤通路、植栽
- ⑥エレベーター 1 基・自動扉 2 基
- ⑦作業ヤード

4 任意提案について

(1) 整備に関する事項

- ア 設置可能な建築面積の上限は 190 ㎡、1 階建てとします。
- イ 配置は、別添 4「公募対象公園施設区域図」で示す範囲内で認定計画提出者の提案によります。
- ウ 提案事業の実施に必要な許認可の取得や手続きについては、認定計画提出者の負担において実施してください。
- エ 施設のデザイン等は、周辺環境、公園施設としてふさわしい景観となるよう配慮して

- ください。
- オ 屋外に掲げる施設名称などの看板等については、名古屋市屋外広告物条例（昭和 35 年名古屋市条例第 16 号）に適合するものとしてください。
 - カ 施設は、ユニバーサルデザインに配慮してください。なお、バリアフリーについては、人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成 6 年愛知県条例第 33 号）、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 25 年名古屋市条例第 10 号）及び福祉都市環境整備指針（名古屋市）に基づいた計画としてください。また、高齢者や子ども連れ、障害者及び要介護者の方々の利用にも配慮してください。
 - キ 既存のインフラに影響する場合、認定計画提出者の負担により機能を補償してください。
 - ク 日本庭園への管理用車両の経路を確保してください。

（２） 工事に関する事項

- ア 公募対象公園施設にかかる一切の工事は、認定計画提出者の負担において施工してください。
- イ 工事期間中、来園者の安全や周辺環境へ配慮してください。
- ウ 認定計画提出者は、工事に係る区域に必要な安全対策を行い、その区域内における工事施工及び管理に起因して発生する一切の損害の責任を負うこととします。
- エ 工事の施工にあたり、名古屋市と円滑に協議できる管理体制としてください。
- オ 新規施設の設置を提案する場合、公募対象公園施設の工事着手前までに、都市公園法第 5 条に基づく設置許可を受けてください。原則として工事期間中も名古屋市へ設置許可使用料を支払っていただきます。

（３） インフラに関する事項

- ア 施設に必要なインフラ（電気、ガス、水道、下水道等）は、認定計画提出者の負担にて整備してください。既存のインフラは指定管理対象施設も使用するため、既存のインフラを活用する場合は子メーター等を設置し、公募対象公園施設の使用量を区分できるようにするものとし、当該使用量に応じた料金は、指定管理料から支出せず、認定計画提出者自らが負担するものとし、
- イ インフラ整備に伴い新たな引込み等を行うにあたっては、各インフラ管理者と協議を行い、負担金等が必要となる場合は、認定計画提出者から各インフラ管理者へ引込み等に要する費用を負担してください。

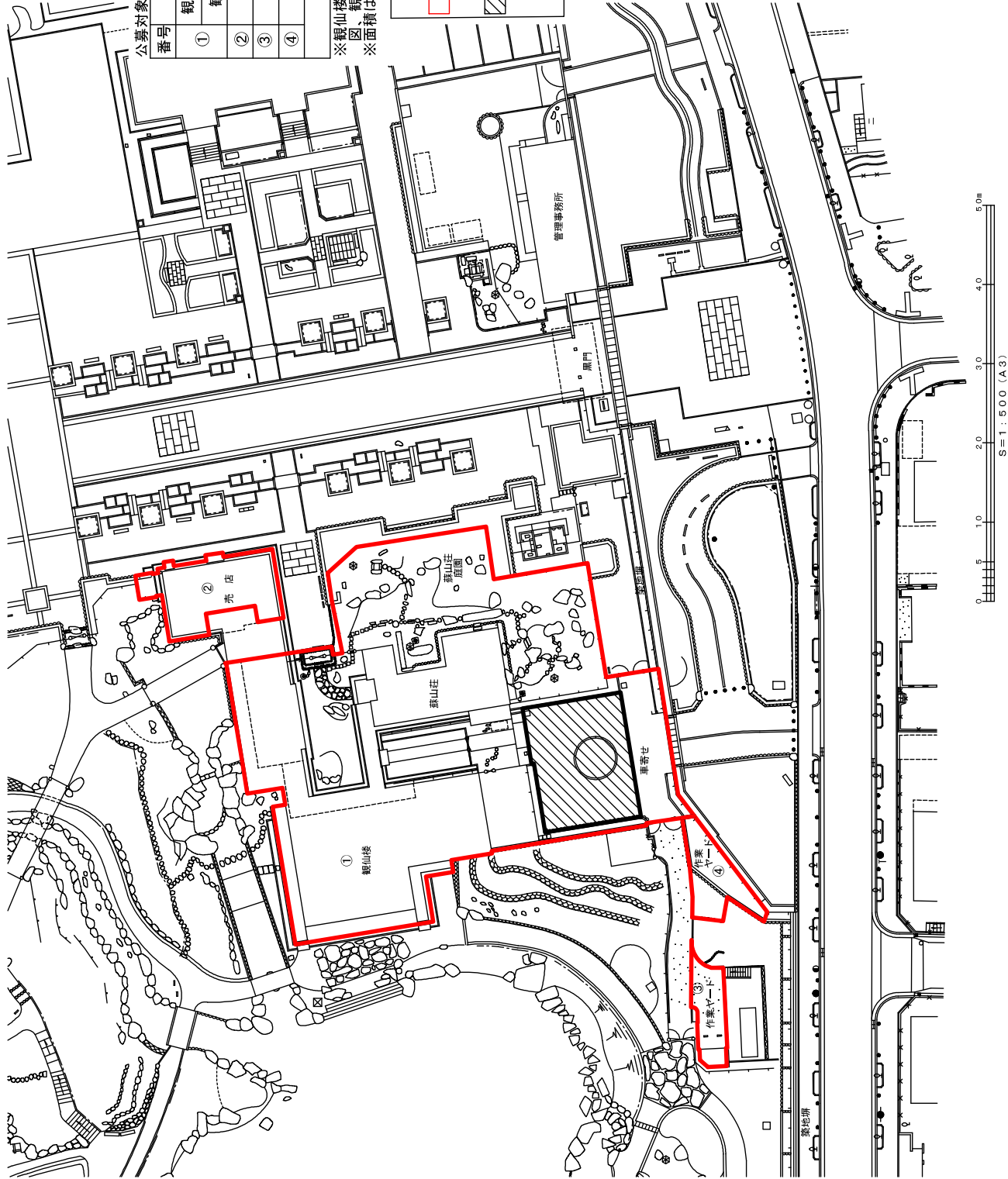
（４） 管理運営に関する事項

- ア 公園利用者が利用しやすく、安心・安全に配慮した管理運営としてください。
- イ 持続的に運営可能な事業計画としてください。観仙楼（レストラン・ホール）の付帯施設としての提案も可能です。
- ウ ホスピタリティあるサービスを確保してください。また、高齢者や子ども連れ、障害者及び要介護者の方々の利用にも配慮してください。
- エ 特定の会員のみが使用できる施設など、「独占的な利用」や「排他的な」利用を行う施設とすることはできません。
- オ 貸切の状態が続くなど、一般の公園利用者の利用が妨げられることのないようにしてください。
- カ 公園利用者の利便性を考慮し、日本庭園の開園日は原則営業していただきます。
- キ 営業時の音、振動、営業時間等については、周辺の環境に配慮してください。なお、営業時間は、名古屋市との協議により決定するものとしませんが、午前 0 時を超えての営業はできません。

- ク 年間を通じ、円滑な管理運営が可能な従業員の配置体制としてください。また、営業に関する決定権を有する専任の責任者（店長、支配人などに相当するもの）を常駐させてください。
- ケ 地震・火災等災害発生時の危機管理に対応した管理運営可能な配置体制としてください。
- コ 公園内の利用者などの支障とならないよう対策をしてください。
 - （支障例）
 - ・販売又は配布した物の園路・広場等への投げ捨て
 - ・公募対象公園施設利用者の待ち列による園路等へのはみ出し
- サ 指定管理対象施設と一体的に魅力増進を図れるような管理運営内容としてください。
- シ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の適用を受ける料理店、カフェ、バー、キャバレーを設置することはできません。

公募対象公園施設区域図

別添 4



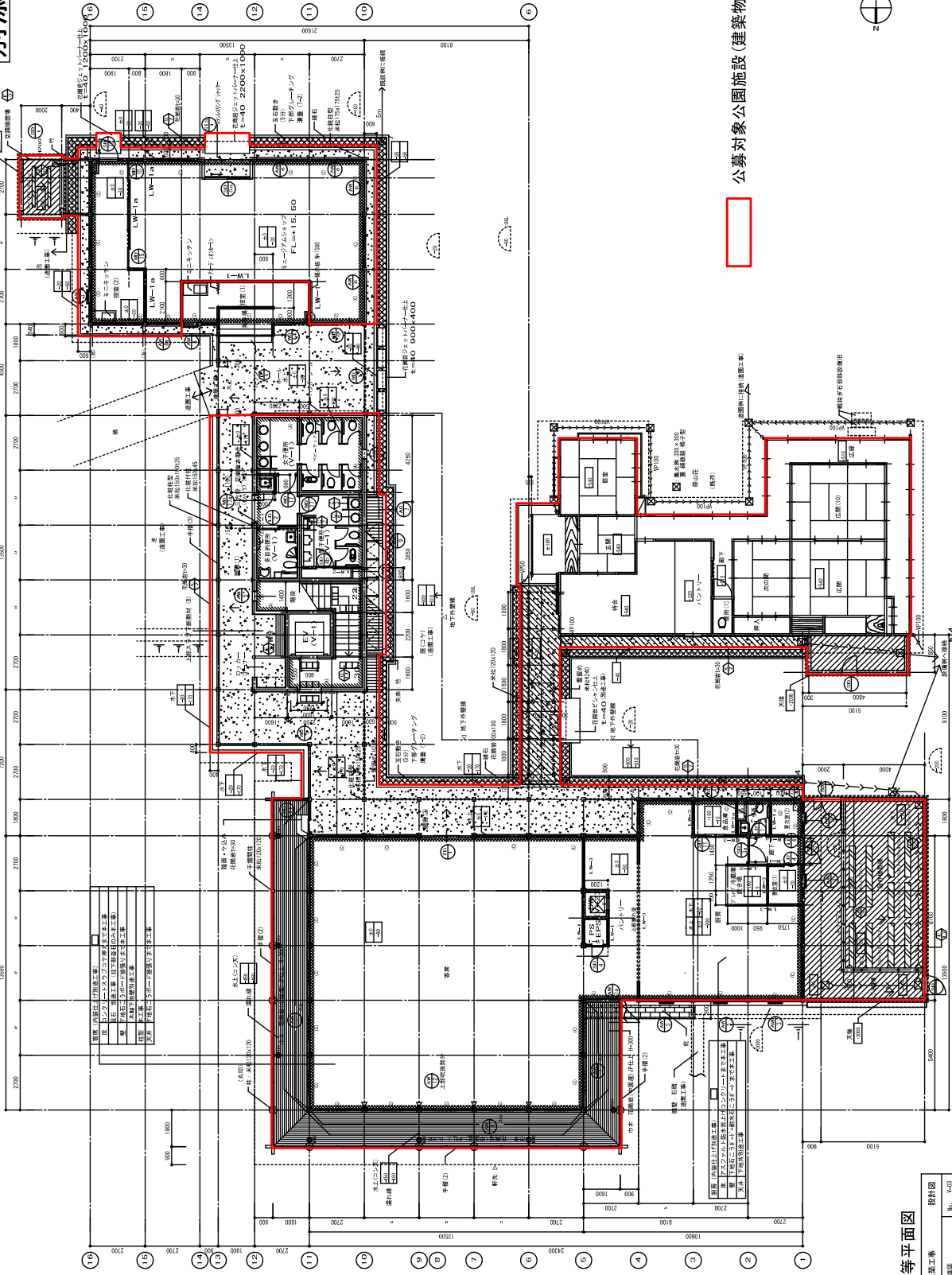
公募対象公園施設

番号	名称	数量	単位	備考
①	観仙楼(上階)等	1,982.55	m ²	レストラン、蘇山荘、便所、蘇山荘庭園、車寄せを含む
②	観仙楼(下階)	589.69	m ²	便所、ホール等
③	売店	129.66	m ²	
④	作業ヤード	49.12	m ²	
	作業ヤード	66.62	m ²	
	合計	2,717.64	m ²	

※観仙楼等の詳細は観仙楼(上階)等平面図、観仙楼(下階)平面図、観仙楼立面図(1)(2)、蘇山荘詳細図を参照すること
※面積はCAD求積による

凡 例

- 公募対象公園施設 (A区域：管理許可・必須提案)
- 公募対象公園施設区域 (B区域：設置許可・任意提案)

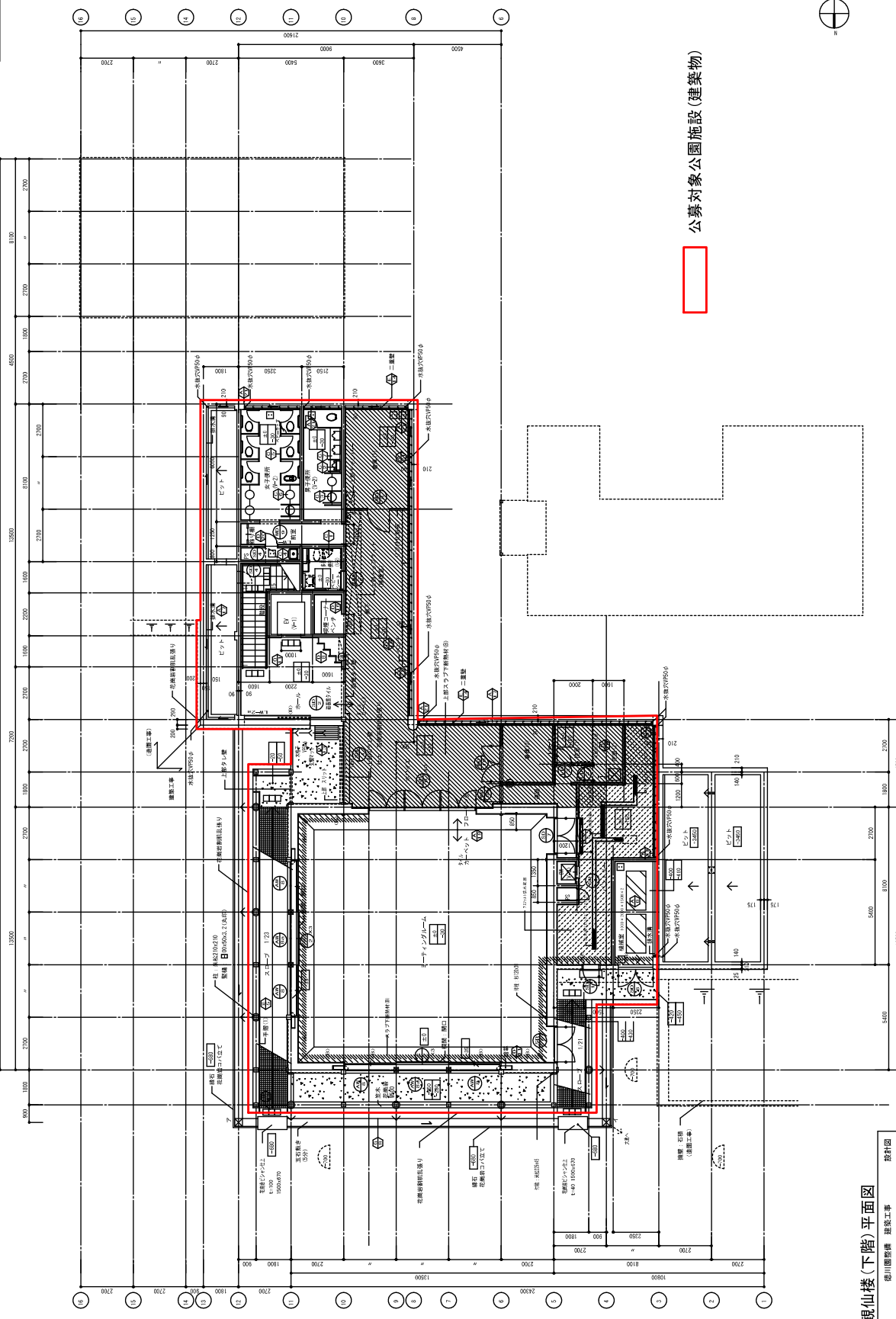


公衆対象公園施設(建築物)

親仙楼(上階)等平面図

設計図	
ピタラセンター構平面図	No. 4-2
縮尺	1/100
作成	設計
年月	平成13年 3月
名古屋市中区南宮前町南宮前	
東海地区土木建設事務所(1000) 建設士	

番号	形式	構造	用途	面積	容積率	高さ	備考
1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10	10
11	11	11	11	11	11	11	11
12	12	12	12	12	12	12	12
13	13	13	13	13	13	13	13
14	14	14	14	14	14	14	14
15	15	15	15	15	15	15	15
16	16	16	16	16	16	16	16
17	17	17	17	17	17	17	17
18	18	18	18	18	18	18	18
19	19	19	19	19	19	19	19
20	20	20	20	20	20	20	20
21	21	21	21	21	21	21	21
22	22	22	22	22	22	22	22
23	23	23	23	23	23	23	23
24	24	24	24	24	24	24	24
25	25	25	25	25	25	25	25
26	26	26	26	26	26	26	26
27	27	27	27	27	27	27	27
28	28	28	28	28	28	28	28
29	29	29	29	29	29	29	29
30	30	30	30	30	30	30	30
31	31	31	31	31	31	31	31
32	32	32	32	32	32	32	32
33	33	33	33	33	33	33	33
34	34	34	34	34	34	34	34
35	35	35	35	35	35	35	35
36	36	36	36	36	36	36	36
37	37	37	37	37	37	37	37
38	38	38	38	38	38	38	38
39	39	39	39	39	39	39	39
40	40	40	40	40	40	40	40
41	41	41	41	41	41	41	41
42	42	42	42	42	42	42	42
43	43	43	43	43	43	43	43
44	44	44	44	44	44	44	44
45	45	45	45	45	45	45	45
46	46	46	46	46	46	46	46
47	47	47	47	47	47	47	47
48	48	48	48	48	48	48	48
49	49	49	49	49	49	49	49
50	50	50	50	50	50	50	50
51	51	51	51	51	51	51	51
52	52	52	52	52	52	52	52
53	53	53	53	53	53	53	53
54	54	54	54	54	54	54	54
55	55	55	55	55	55	55	55
56	56	56	56	56	56	56	56
57	57	57	57	57	57	57	57
58	58	58	58	58	58	58	58
59	59	59	59	59	59	59	59
60	60	60	60	60	60	60	60
61	61	61	61	61	61	61	61
62	62	62	62	62	62	62	62
63	63	63	63	63	63	63	63
64	64	64	64	64	64	64	64
65	65	65	65	65	65	65	65
66	66	66	66	66	66	66	66
67	67	67	67	67	67	67	67
68	68	68	68	68	68	68	68
69	69	69	69	69	69	69	69
70	70	70	70	70	70	70	70
71	71	71	71	71	71	71	71
72	72	72	72	72	72	72	72
73	73	73	73	73	73	73	73
74	74	74	74	74	74	74	74
75	75	75	75	75	75	75	75
76	76	76	76	76	76	76	76
77	77	77	77	77	77	77	77
78	78	78	78	78	78	78	78
79	79	79	79	79	79	79	79
80	80	80	80	80	80	80	80
81	81	81	81	81	81	81	81
82	82	82	82	82	82	82	82
83	83	83	83	83	83	83	83
84	84	84	84	84	84	84	84
85	85	85	85	85	85	85	85
86	86	86	86	86	86	86	86
87	87	87	87	87	87	87	87
88	88	88	88	88	88	88	88
89	89	89	89	89	89	89	89
90	90	90	90	90	90	90	90
91	91	91	91	91	91	91	91
92	92	92	92	92	92	92	92
93	93	93	93	93	93	93	93
94	94	94	94	94	94	94	94
95	95	95	95	95	95	95	95
96	96	96	96	96	96	96	96
97	97	97	97	97	97	97	97
98	98	98	98	98	98	98	98
99	99	99	99	99	99	99	99
100	100	100	100	100	100	100	100

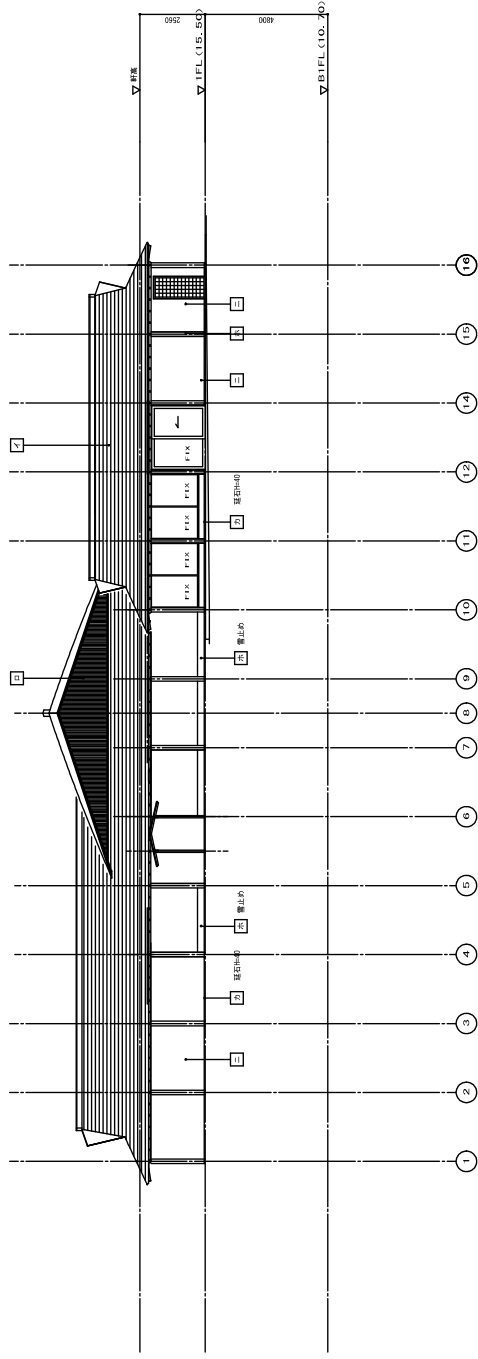


観仙楼(下階)平面図

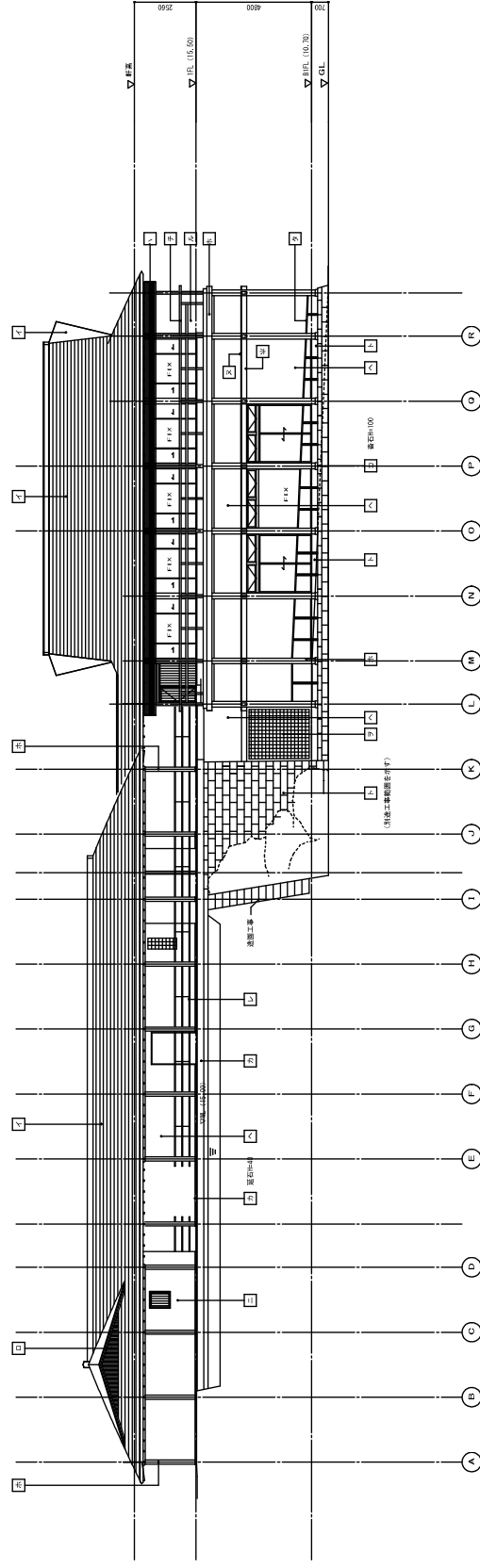
観仙楼(下階)平面図		設計図
観仙楼(下階)平面図		No. 1-02
縮尺	1/100 (A1)	40/100
作成	設計	
年月	平成 13 年 3 月	
名古屋市住宅都市局建設部管轄		
本図面は設計図書の一部として作成されたものである。		

図名	観仙楼(下階)平面図	図番	1-02
縮尺	1/100 (A1)	縮尺	40/100
作成	設計	作成	
年月	平成 13 年 3 月	年月	
名古屋市住宅都市局建設部管轄			
本図面は設計図書の一部として作成されたものである。			

別添 4-4



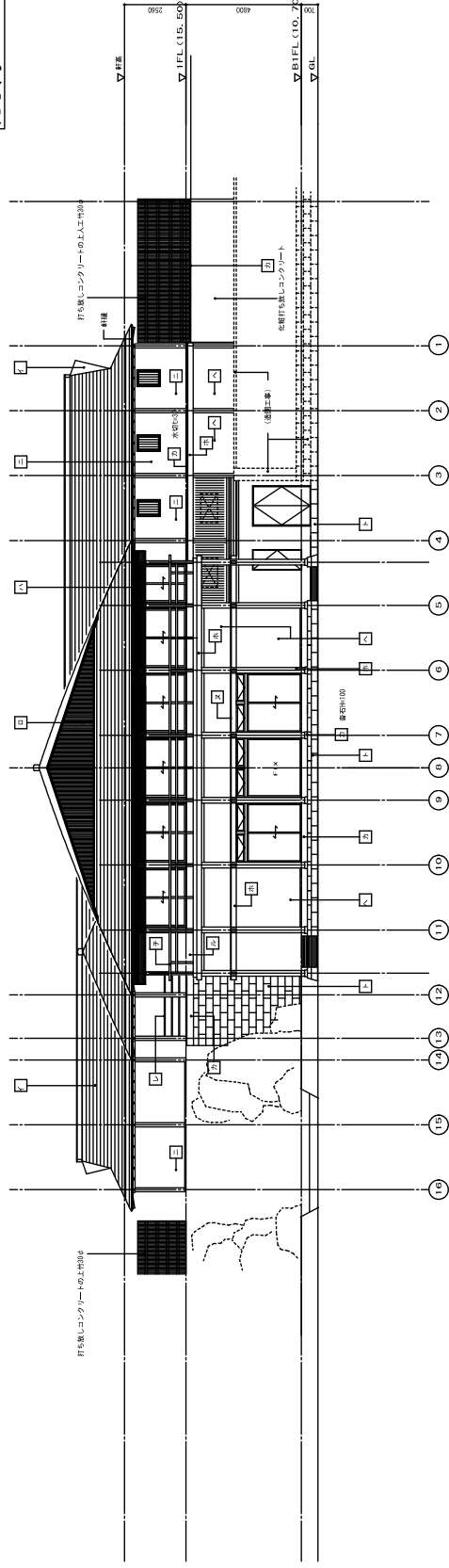
東立面圖



觀仙樓立面圖(1)

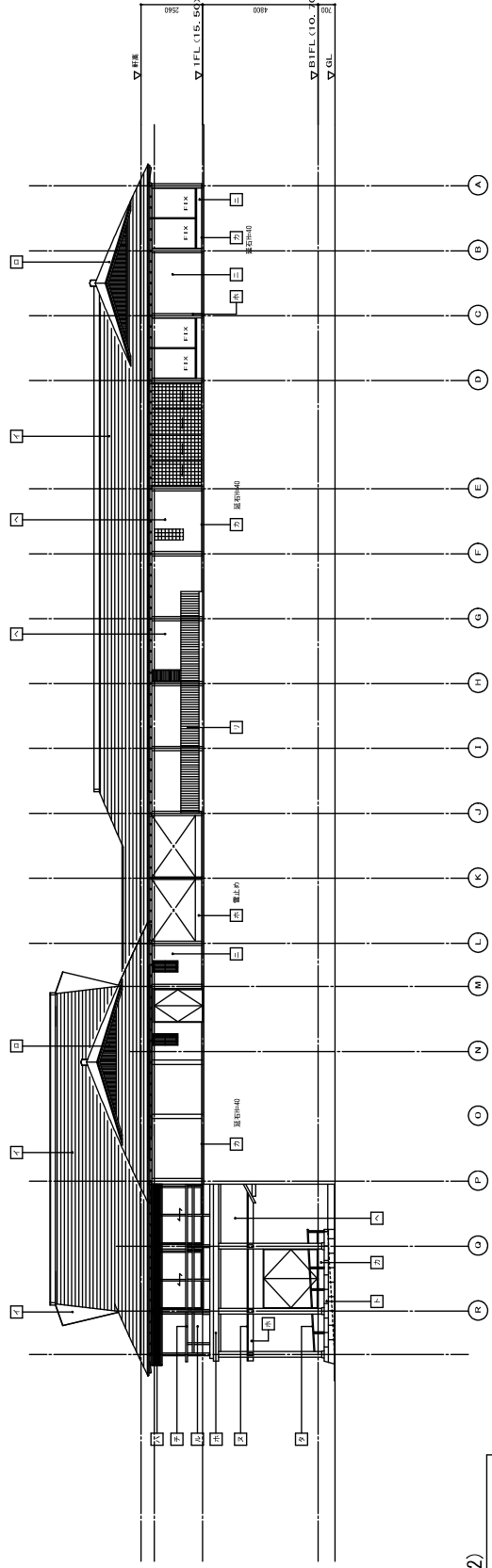
徳川園整備 建築工事		設計図	
ピクチャーセンター 豆苗園 (1)		No. V-05	49/101
縮尺	1/100 (A1)		
作	係	設計	
東	員		平成 13 年 3 月
名古屋市住宅都市整備部造景課			
本図紙に付はは特許名を附す。 From 順位とする。			

別添 4-5



西立面图

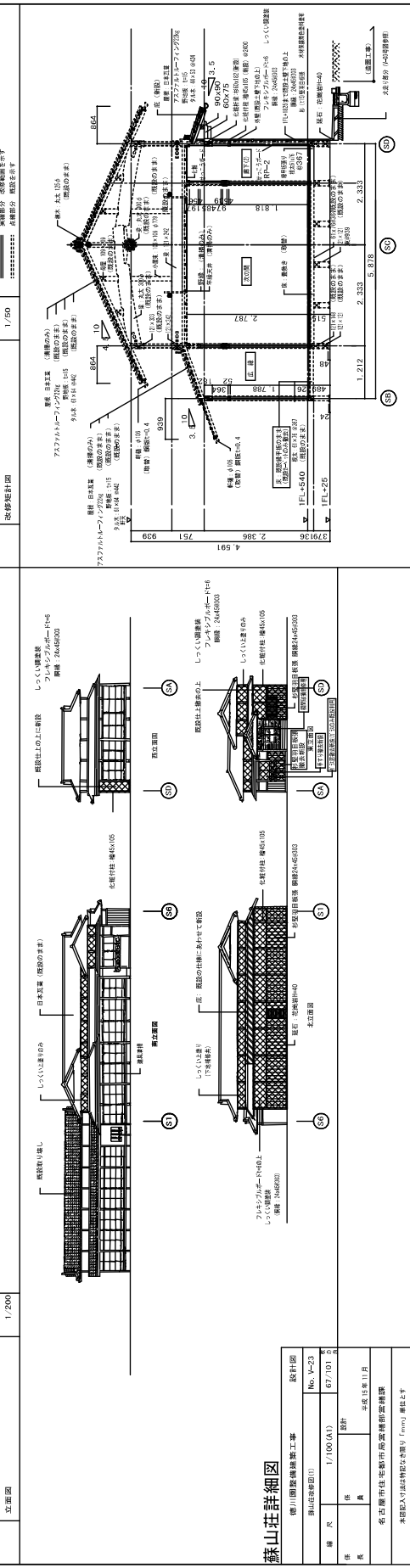
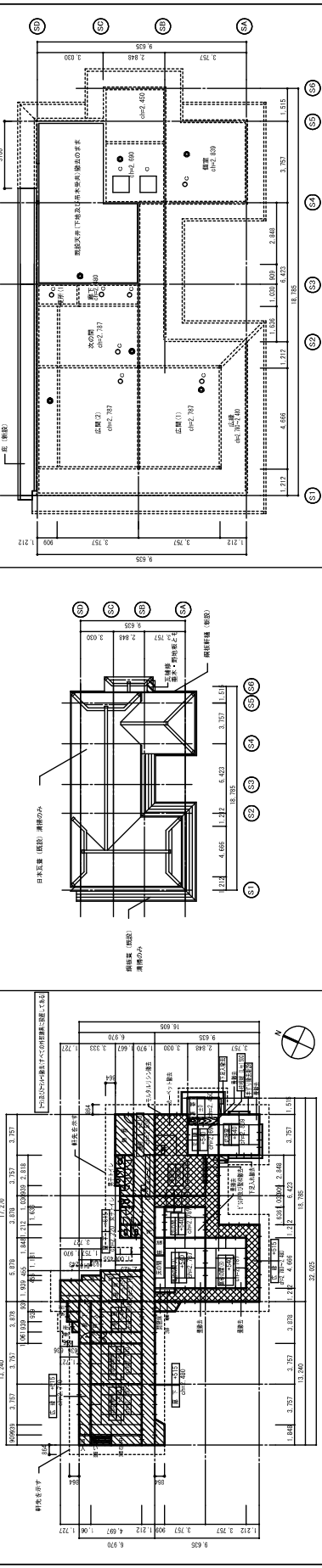
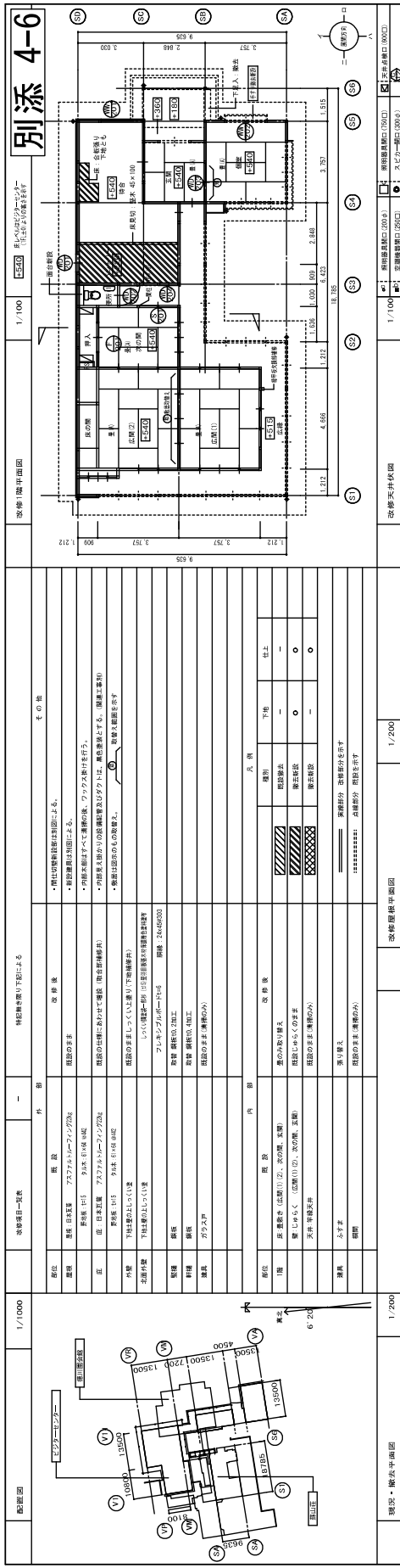
1/100



觀仙樓立面圖(2)

設計図	徳川園整備 建築工事					
	ビジターセンター 立派園 (2)					
		縮尺	1/100 (A1)			
		係	設計			
		員				
		表			平成 13 年 3 月	
名 田 市 住 宅 都 市 局 設 計 課						
本図記入寸法は特記の無き限り 1mm 単位とする						

[illegible]



特定公園施設について

1 特定公園施設の内容

特定公園施設として整備を求める施設は次のとおりです。

- (1) 必須：整備・改修（既存の施設の修繕、撤去及び更新を含みます。）を必須とするものです。
- (2) 任意：名古屋市が想定する、整備・改修を行うことで施設の魅力増進等に資する公園施設です。
- (3) 提案：(1)、(2) の他、施設の魅力増進等に資する公園施設の整備を提案いただきます（実施を保証するものではありません。）。

必須

番号	名称	場所	内容（数量、規格・寸法等）単位「mm」
①	木橋（迂回デッキ）	西湖堤横	更新(1 式、橋長 18.0m・幅員 1.5m)
②	建仁寺垣	美術館横	更新(68m、H=1.8m・両面)
③	土系舗装	庭園内	表面コート材更新(445m ² 、t=10・基層路盤再利用)
④	透水性コンクリート舗装	南駐車場	改修(765m ² 、表層 t=50 を半たわみ性舗装へ打ち換え)
⑤	便所	観仙楼、大曽根改札横	改修（和式便器 5 基の洋式・温水洗浄暖房便座化）
⑥	照明器具	庭園内	更新（スポットライト 161 基の LED 化、電線 371m）
⑦	給水設備	バックヤード	機器更新(ブースターポンプユニット 1 式)

任意

番号	名称	場所	内容（数量、規格・寸法等）単位「mm」
⑧	切板石張舗装	美術館前	据え直し(面積は提案による、300×450×20)
⑨	砂利舗装	エントランス	砂利補充(面積は提案による、平均 t=20)
⑩	駐車場案内表示	南・北駐車場	更新(2 か所)
⑪	駐車場管制設備	南・北駐車場	機器更新(車路管制制御盤、認証機等)
⑫	フェンス	児童園	更新(60m、H=2.0～3.0m、ネットフェンス化)

⑬	ベンチ	庭園内	更新 (20 基、木製・W=1.8m) 新設 (10 基、木製・W=1.8m)
⑭	催事案内	黒門前	更新 (3 台、H=1.8m・W=0.6m)
⑮	バナーポール	エントランス	改修・更新 (1 式 [8 か所]、H=4.5m、SUS)
⑯	無料公衆無線 LAN	全域 (提案による)	新設 (1 式)

提案

	名称	場所	内容 (数量、規格・寸法等) 単位「mm」
	上記の他、施設の魅力増進、利用促進、利用者サービス向上等に資する公園施設の整備	全域 (提案による)	

※ 番号①～⑮は追加資料配布申込者へ現況図面等の配布を予定しています。

2 整備に関する条件

(1) 全体事項

- ア 施設のデザイン等は、周辺環境、徳川園の公園施設としてふさわしい景観となるよう配慮してください。
- イ 施設は、ユニバーサルデザインに配慮してください。なお、バリアフリーについては、人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成 6 年愛知県条例第 33 号）、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 25 年名古屋市条例第 10 号）及び福祉都市環境整備指針（名古屋市）に基づいた計画としてください。また、高齢者や子ども連れ、障害者及び要介護者の方々の利用にも配慮してください。
- ウ 環境負荷低減、建物リサイクル等環境保全に配慮した提案としてください。
- エ 整備・改修後の維持管理・修繕費の低減に配慮した計画としてください。
- オ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築確認申請が必要となるような整備（新築、増築等）は原則できません。

(2) 個別事項

① 木橋（迂回デッキ）

- ア 園路のバリアフリー化のための迂回路の機能を持つ木橋を更新してください。
- イ 橋脚以下は再利用可能です。
- ウ 日本庭園の木橋としてふさわしい外観としてください。桁等構造部材についてはライフサイクルコストに配慮した提案を期待します。

② 建仁寺垣

- ア 既存の建仁寺垣を更新してください。

- イ 杉材は加圧式保存処理（JAS-K4 相当）を行った材としてください。
- ウ 親柱及び間柱には木材保護塗料を塗ってください。
- エ 竹材は加圧式保存処理を行った材としてください。
- オ 起伏等現場に応じて適切に組み上げ、既施設と接するところは高さの取り合わせを行ってください。

③ 土系舗装

- ア 日本庭園内の土系舗装の表面コート材を更新してください。基層及び路盤は再利用可能です
- イ 既存の土系舗装との色合いや風合いに配慮してください。
- ウ 表面コート材は山砂：水系特殊樹脂=8：2 の割合で配合し、安定剤を適宜添加してください。
- エ ライフサイクルコストに配慮した提案を期待します。
- オ 水勾配に配慮してください。

④ 透水性コンクリート舗装

- ア 大型バスが駐車する南駐車場の透水性コンクリート舗装の表層(t=150)のうち、表層 t=50 を切削し、半たわみ性舗装(改質Ⅱ型開粒度 13、t=50、超速硬型セメントミルク)をオーバーレイしてください。
- イ 舗装後は駐車場の区画線を引き直してください。
- ウ 水勾配に配慮してください。
- エ 半たわみ性舗装は「半たわみ性舗装特記仕様書(平成 30 年 4 月)」に従って施工してください。
- オ 工事中の駐車場利用に配慮して施工してください。

⑤ 便所

- ア 観仙楼上階と下階、大曽根改札横の 3 か所の便所について、和式便器 5 基を温水洗浄暖房機能のある洋式便器に改修してください。

和式便器改修

場所	男子便所(基)	女子便所(基)
観仙楼上階	1	1
観仙楼下階	0	1
大曽根改札横	1	1
合計	2	3

- イ ライフサイクルコストに配慮した提案を期待します。
- ウ 洋式便器への改修に伴う便室のレイアウト変更の提案も可能です。

⑥ 照明器具

- ア 庭園内には夜間利用とレストランからの眺望のため、スポットライトが設置されています。現在 180 基設置されており、そのうち 29 基は LED 機器となっています。LED 機器となっていない 161 基について、LED 機器へ更新してください。
- イ 設置箇所と数量、照明機器の規格は、夜間利用時の利用者の安全性に配慮した上で提案可能です。
- ウ 既存の LED 機器を更新する提案も可能です。
- エ 既存の電線 371m を更新してください。電線管を布設し、ケーブル入線してください。
- オ D 種(第三種)接地工事を行ってください。

⑦ 給水設備

- ア バックヤードの給水設備のブースターポンプユニット1式を更新してください。
- イ 既存のブースターポンプユニットの規格は、32A、ポンプ2台、ステンレス製、電動機（全閉防まつ形2台）です。
- ウ 吐出配管にメンテナンス用の仕切弁を設置してください。

⑧ 切板石張舗装

- ア 徳川美術館前の切板石張舗装に不陸があります。石張平板を取りはずし、路盤整正の上平板を再設置し、不陸を解消する提案を期待します。
- イ 目地モルタルも合わせて施工してください。
- ウ 水勾配に配慮してください。
- エ 発生品の使用に当たっては、付着したモルタル等が見えないようにはつり取る等の処理をしてください。
- オ 目地の深さは4～8mmを標準としてください。

⑨ 砂利舗装

- ア エントランスの白川砂利敷きについて、舗装面まで白川砂利を補充する提案を期待します。

⑩ 駐車場案内表示

- ア 老朽化した出庫満空表示灯、バス案内表示灯等を撤去し、更新する提案を期待します。
- イ デザインの変更も可能です。

⑪ 駐車場管制設備

- ア 老朽化した駐車場の制御盤、駐車券発行機、ループコイル等の駐車場管制設備を更新する提案を期待します。

⑫ フェンス

- ア 既設メッシュフェンス(H=2～3m、L=60.0m)を撤去し、ネットフェンスに更新する提案を期待します。
- イ ネットフェンスは「工事共通構造図 324、325」を参考にしてください。
- ウ フェンス内には管理用の門扉(H=2.0m、W=1.0m程度)が3ヶ所あります。フェンス更新と合わせて更新してください。

⑬ ベンチ

- ア 既設の木製ベンチ20基(W=1.8m)を撤去し、新設する提案を期待します。
- イ 木製ベンチ10基を新設する提案を期待します。位置は本市と協議してください。
- ウ 座板等の桧材について、本市支給の桧材を活用した提案を期待します。
- エ 支給する桧材の防腐処理方法等は本市と協議してください。

⑭ 催事案内

- ア 既設の催事案内（ポスターボックス）3基(W=1.8m、W=0.6m)を撤去し、新設する提案を期待します。
- イ 名古屋市を代表する歴史文化拠点であることを踏まえ、より大型の催事案内（ポスターボックス）に更新する提案を期待します。デジタルサイネージへの改修・更新も可能です。
- ウ 表示する内容は、徳川園、徳川美術館、蓬佐文庫、徳川園・徳川美術館との共通券があるなど連携した取り組みがある施設又は施設の催事に限ります。

⑮ バナーポール

- ア エントランスにあり、徳川美術館、蓬佐文庫等のバナーを吊るすポール（H=4.5m、8基）です。巻き上げ式へ改修・更新するなど、バナーの取り付け・取り外しの効率化・省力化に繋がる提案を期待します。

⑯ 無料公衆無線 LAN

- ア 公募対象公園施設、指定管理施設で利用できる無料公衆無線 LAN の整備とサービスの提供を期待します。
- イ 来園者が徳川美術館、蓬佐文庫と一体的に無料公衆無線 LAN を利用できる提案を期待します。
- ウ リースによる機器設置の提案も可能です。リースの場合、名古屋市と認定計画事業者との協議により許可施設とし、本事業の許可期間内に現況復旧してください。

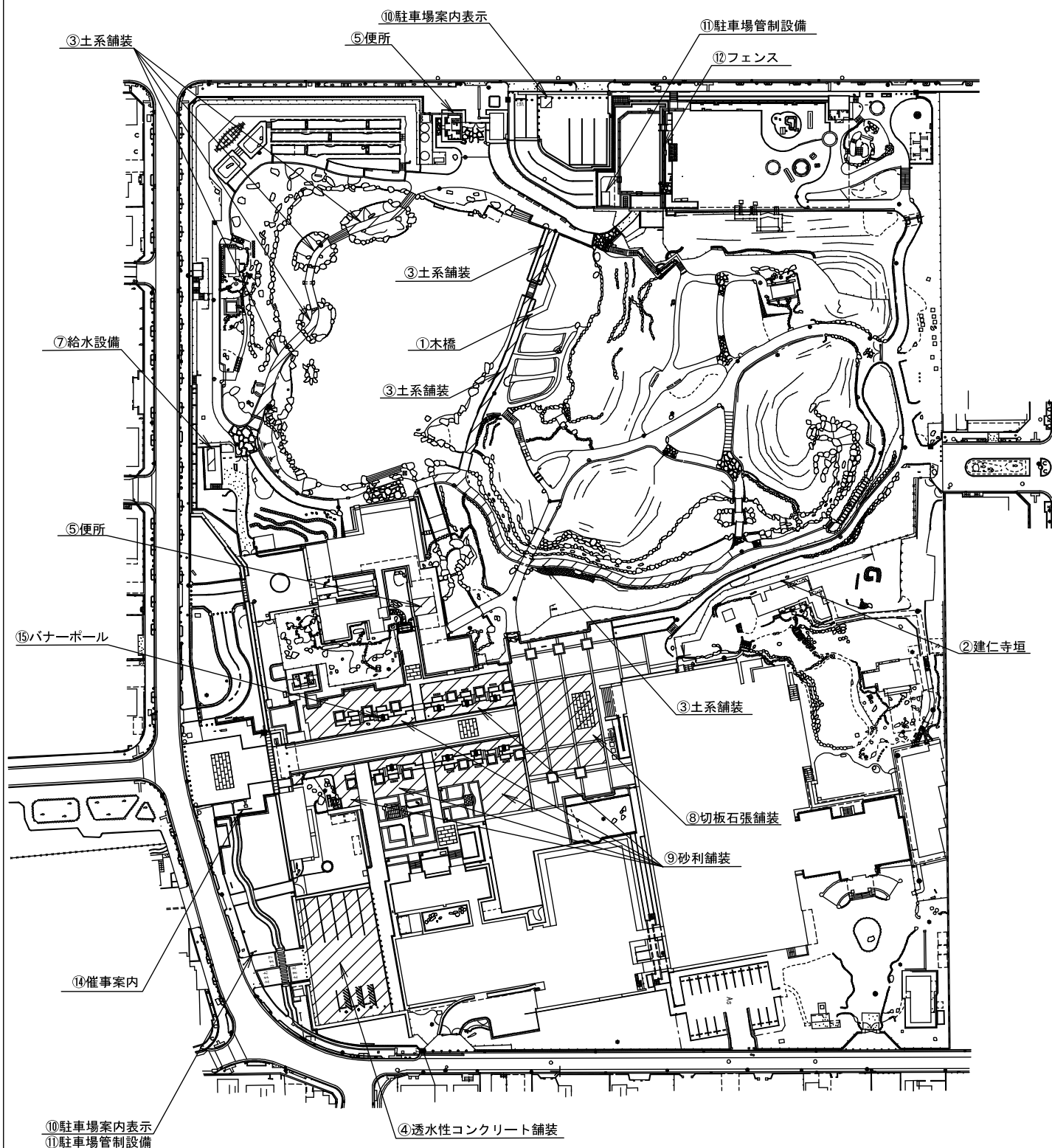
（３）工事に関する事項

- ア 特定公園施設にかかる一切の工事は、認定計画提出者の負担において施工してください。
- イ 工事期間中、来園者の安全や周辺環境へ配慮してください。
- ウ 工事の施工に関する法令及び名古屋市が定める「土木工事標準仕様書（令和 2 年 4 月）」、「事業損失防止調査標準仕様書（令和 2 年 4 月）」、「工事共通構造図（令和 2 年 4 月）」、「請負工事施行要綱（令和 2 年 4 月）」、「請負工事施工管理基準（令和 2 年 4 月）工事施工記録写真作成方法等含む」、「請負工事品質管理基準（令和 2 年 4 月）」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成 31 年度版」、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成 31 年度版」、「建築物解体工事共通仕様書 平成 31 年度版」、「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S：2014」並びに工事の施工方法に関する公的基準に従って施工してください。なお、これらに定めのない場合は、名古屋市との協議のうえ適切に施工してください。
- エ 認定計画提出者は、工事に係る区域に必要な安全対策を行い、その区域内における工事施工及び管理に起因して発生する一切の損害の責任を負うこととします。
- オ 工事の施工にあたり、名古屋市と円滑に協議できる管理体制としてください。
- カ 特定公園施設の整備は、原則令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間で名古屋市との協議により決定した期間に実施するものとします。ただし、現在の管理運営者と名古屋市との協議が整えば、これ以前に工事着手することも可能です。
- キ 特定公園施設の工事着手前までに、都市公園法第 6 条に基づく占用許可を受けてください。この場合の占用許可使用料については原則として免除します。
- ク 整備・改修後、施設ごとに名古屋市の完了検査を受けていただきます。引渡し日までは認定計画提出者の責任と負担において現地の管理をしてください。引渡し後は、指定管理対象施設または、公募対象公園施設として維持管理してください。
- ケ 竣工図、使用材料書等、名古屋市の指定する資料を完了検査の際に提出してください。

（４）文化財に関する事項

- ア 徳川園黒門、徳川園脇長屋、徳川園塀、徳川園釣瓶井戸は、国の登録有形文化財です。特定公園施設として整備・改修を提案する場合は、原則として、現状の形状等を維持する修繕等に限ります。
- イ 徳川園黒門等の整備等により現状の変更を伴う場合は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定により、事前に国への届出等が必要となるため、名古屋市が手続きを行うにあたり、資料の作成等、必要な協力を行うものとしてください。

特定公園施設位置図



S=1:1500 (A4)
0 10 20 30 40 50 100m

指定管理対象施設について

目次

1	業務内容	1
(1)	指定管理業務	1
(2)	自主事業	1
2	管理の基準	2
(1)	業務の委託	2
(2)	指定管理業務の執行体制に関する事項	2
(3)	利用者満足度等の把握	5
(4)	事業計画書の作成・提出	5
(5)	事業報告書等の作成・提出	6
(6)	自己評価の実施	6
(7)	名古屋市による業務評価の実施、公表	6
(8)	監査委員等による監査	6
3	管理経費	6
(1)	指定管理業務にかかる経費	6
(2)	賃金水準の変動への対応	9
(3)	自主事業にかかる経費	9
(4)	管理口座	9
(5)	有料公園施設の使用料について	9
4	指定管理者と名古屋市の責任分担	9
5	団体の法人格の変更	11
6	指定の取消し等	11
(1)	指定の取消し及び業務停止命令	11
(2)	違約金等	11

1 業務内容

指定管理者は、別添 9「徳川園指定管理者業務仕様書」（以下「業務仕様書」といいます。）の業務を行うこととします。

（１）指定管理業務

指定管理業務とは、業務仕様書に掲げられた業務（「2 自主事業」を除きます。）のほか、指定管理者自らが企画・提案し、名古屋市に採用された事業をいいます。

※様式 23～30, 32 により、施設の管理運営について具体的な提案を記述してください。

（２）自主事業

自主事業とは、施設の魅力向上や利用促進に資することを目的とした催事等（指定管理業務として実施する催事等を除きます。）を実施する事業、公園利用者へのサービス向上を図る事業及びその他施設の機能増進や活性化につながる事業をいいます。指定管理者は、これらの自主事業を実施することができます。業務仕様書で必須としている自主事業は、必ず実施してください。詳しくは、業務仕様書「2 自主事業」をご覧ください。

なお、指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ名古屋市と協議し、必要な許可を得る必要があります。その際、名古屋市都市公園条例に定める使用料（以下「許可使用料」といいます。）等を名古屋市に支払う必要があります。公募対象公園施設の許可使用料の提案額は、自主事業にかかる設置管理許可の許可使用料には適用しません。

※様式 31 により、自主事業について具体的な提案を記述してください。

<参考>主な許可使用料

駐車場の許可使用料（管理許可）		車路以外の面積 1 ㎡あたり約 714 円／年
自動販売機の許可使用料（設置許可）		1 ㎡あたり 21,000 円／年
その他の許可使用料	管理許可	1 ㎡あたり約 10,848 円／年（注）
	設置許可	1 ㎡あたり約 9,492 円／年（注）

（注）許可使用料は、公園の土地の評価額により算出されます。上記に令和 2 年度の土地の評価額により算出した許可使用料を掲載していますが、令和 3 年度に評価額が改定されることに伴い、許可使用料の額も変更されますので、許可使用料支払いの目安としてください。

※名古屋市が許可使用料の改定又は算出方法の見直し等を行い、許可使用料を変更した場合は、変更後の許可使用料に基づき納付していただきます。

2 管理の基準

(1) 業務の委託

指定管理者は、指定管理業務の全部又は主たる部分を再委託することはできません。ただし、指定管理者が直接処理することが困難な場合又は委託することが本業務の遂行上合理的と認められる場合で名古屋市の承認を受けたもの（主たる部分は除きます。）については、この限りではありません。

(2) 指定管理業務の執行体制に関する事項

指定管理者は、次の諸規定及び執行の体制を整備し、指定管理業務を適切に執行していただきます。

ア 管理運営体制

指定管理業務の遂行にあたっては、次のとおり人員を配置していただきます。

- (ア) 本施設の指定管理業務を総括する所長（総括責任者）を配置すること。所長は正規の職員に限ること。
- (イ) 所長を補佐するとともに、庭園の現場責任者として造園の専門知識を有し技術指導を行う庭園維持管理責任者を配置すること。庭園維持管理責任者は、正規の職員に限ること。
- (ウ) 庭園及び施設の管理及び保守は、専門的技能を有する者が実施すること。
- (エ) 受付として注意事項を把握し、接客に必要な資質を備えた者が常駐すること。また、事前に研修を行い、責任を持って入園者の質問に答えられるようにすること。
- (オ) 災害が発生した場合及び災害が発生する恐れがある場合には、供用時間外であっても名古屋市の指示に従って連絡調整を行える体制をとること。また、緊急時及び災害時における対応については、名古屋市の指示によるほか、管理区域内の点検及び安全対策等について実施すること。
- (カ) 必要に応じて防火管理者を配置すること。

※現在の管理運営体制については別添 10「参考資料」を参照してください。

イ 情報の保護・管理

指定管理者には、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）第12条の規定及び名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第64条第2項の規定により、情報の保護及び管理のために必要な措置を講ずる義務が課せられます。

なお、その具体的内容である個人情報の開示、情報の保護及び管理、情報漏えい時の公表等に関する事項については、名古屋市と締結する協定中に定め、これを遵守していただきます。

ウ 守秘義務

指定管理者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏ら

したり、自己の利益のために使用してはならないものとします。指定管理業務を行う指定期間が終了した後も同様とします。

エ 区分経理・会計体制の確立

会計帳簿を整備し、区分経理・会計体制を確立し、適正な公金管理を行っていただきます。また、手持現金の取り扱いに係る規定を整備し、事故防止体制を整えるものとします。

オ 備品等の管理

(ア) 備品の貸付及び使用

- a 名古屋市は、本業務の遂行に必要な現行の備品を、無償で指定管理者に貸付し、指定管理者はそれを使用することができます。
- b 本施設の管理運営に支障をきたさないように、随時、貸付備品の保守管理・点検を行ってください。備品等に破損、不具合等が生じた場合には、速やかに名古屋市に報告してください。
- c 貸付備品が、経年劣化等により本業務の実施に供することができなくなった場合には、指定管理者は、名古屋市との協議により、当該貸付備品に代わる備品を購入その他の方法により調達することができます。この場合において、経年劣化等により本業務の実施に供することができなくなった備品の廃棄は、名古屋市が廃棄決定した後、原則、指定管理者により廃棄していただきます。
- d 指定管理者は、故意又は過失により貸付備品をき損、滅失したときは、名古屋市との協議により、相当の代金を自己の費用で弁償し、又は当該貸付備品と同等の機能及び価値を有する備品を自己の費用で購入その他の方法により調達しなければなりません。
- e 指定期間終了後、貸付備品は名古屋市に返還していただきます。

※貸付予定備品については、別添 10-2「参考資料」を参照してください。

(イ) 取得した備品の帰属等

(ア) c 又は d により指定管理者が調達した備品の所有権は名古屋市に帰属するものとします。

また、指定管理者は、名古屋市との協議により、本業務の実施に必要な備品を指定管理料で購入し、当該備品を本業務の実施に供することができます。この場合において、指定管理者が取得した当該備品の所有権は名古屋市に帰属するものとします。これらの備品の使用及び管理は、(ア) の貸付備品とみなし、これと同様に扱うものとします。

そのほか、指定管理者は、名古屋市との協議により、指定管理業務に係る経費以外の経費で備品を購入その他の方法により調達し、当該備品を本業務の実施に供することができます。ただし、指定期間の満了時には、指定管理者が自己の責任と費用で、当該備品を撤去してください。

(ウ) 車両について

業務に必要な車両は指定管理者が準備してください。その車両にかかる税、保険料及び点検等の経費は、指定管理者の負担とします。また、その維持管理については、随時、保守管理・点検を行ってください。

カ 災害・事故への対応

(ア) 災害等への対応

a 予防段階

指定管理者は、災害等に備えて、防災・災害対応マニュアルを名古屋市との協議によりあらかじめ作成し、名古屋市に提出するとともに、従事員への周知徹底及び必要な研修・防災訓練等を実施していただきます。

また、名古屋市及び警察・消防・医療機関等の関係機関（以下「関係機関」といいます。）との情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制を構築するとともに、施設・設備等の日常的な点検を徹底し、危険箇所の把握を行っていただきます。

b 発生時又は発生する恐れがある段階

指定管理者は、施設の供用時間内外に関わらず、迅速に非常配備体制を確立するとともに、利用者の安全確保・避難誘導及び施設の保全・復旧作業を行っていただきます。

また、災害等の影響を早期に除去すべく適切な処置を行い、発生する損害、損失及び費用を最小限にするよう努めてください。

指定管理者は、災害等の発生時においては、状況の把握に努め、直ちに名古屋市に報告するほか、関係機関や地域団体等とも協力して対応にあたっていただきます。また、名古屋市が名古屋市地域防災計画に基づいて行う災害応急活動等に協力してください。

c 指定緊急避難場所等の運営

徳川園は、地震・火災における指定緊急避難場所として指定を受けているので、震度 5 強以上の地震が発生した場合は、指定緊急避難場所として指定された場所を速やかに開放していただきます。また、広域避難場所として指定されているので、被災時には地域防災活動への協力など対応していただきます。

現段階では、指定避難所に指定されていませんが、災害発生時の状況によっては、事後的に指定避難所として指定されることがあるなど、随時、当該施設に災害応急活動への協力を求める可能性があるため、指定避難所の運営等に準ずるなどして、それに協力するよう努めてください。

その他、指定避難所等に準じた役割を持つ施設に位置付けられた場合は、それぞれの役割に沿った運営を行ってください。

d その他

名古屋市が早急な資料の作成等緊急の対応を求めた場合は、依頼内容について迅速かつ的確に対応してください。

災害等発生時の対応等により生じた費用は、原則として指定管理者の負担とします。

(イ) 事故への対応

a 予防段階

指定管理者は、事故の発生時等に備えて、救急対応、応急処置、医療機関・家族への連絡など、対処方法を明記した事故対応マニュアルを名古屋市と協議によりあらかじめ作成し、名古屋市に提出するとともに、従事員への周知徹底及び必要な研修を実施していただきます。

また、名古屋市及び関係機関との情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制を構築するとともに、施設・設備等の日常的な点検を徹底し、危険箇所の把握を行っていただきます。

b 発生時又は発生する恐れがある段階

指定管理者は、直ちに現場へ急行し、利用者の安心・安全を第一に、応急処置など迅速な対応を行うとともに、直ちに関係機関に通報及び名古屋市に報告するほか、名古屋市と協力して原因究明にあたることとします。

c その他

名古屋市が早急な資料の作成等緊急の対応を求めた場合は、依頼内容について迅速かつ的確に対応してください。

事故等発生時の対応等により生じた費用は、原則として指定管理者の負担とします。

(3) 利用者満足度等の把握

指定管理者は、本施設の特性や運営形態等に応じて、利用者満足度調査等により、利用者の意見を聴取するとともに、その結果を分析し、名古屋市に報告していただきます。

また、名古屋市が必要と認める場合には、その結果等について全部又は一部を指定管理者により公表していただきます。

(4) 事業計画書の作成・提出

指定管理者は、指定期間満了までの全体事業計画書（以下「全体事業計画書」といいます。）及び指定期間中の各年度別の事業計画書を作成し、名古屋市が指定する期日までに提出していただきます。

全体事業計画書は、公募設置等計画のうち様式 23～34 に記載の計画に替えることができます。

(5) 事業報告書等の作成・提出

指定管理者は、事業報告書を作成し、名古屋市が指定する期日までに提出していただきます。また、名古屋市は、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、指定管理者に臨時に報告書の提出又は説明を求めることがあります。

(6) 自己評価の実施

指定管理者は、利用者満足度調査等の結果等を参考に、毎年度、自己評価を実施し、名古屋市に報告していただきます。

(7) 名古屋市による業務評価の実施、公表

名古屋市は「指定管理者評価会」を開催し、毎年度、指定管理者の年間を通じた管理運営状況等について評価を行います。指定管理者は指定管理者評価会に出席するとともに、管理運営状況等について報告していただきます。

業務評価の結果、指定管理者が法令・協定等を遵守しない場合、又は指定管理者の管理水準が、業務仕様書その他名古屋市が示した条件及び指定管理者が作成する事業計画書等の内容を満たしていないと判断した場合、是正勧告を行います。それでも管理水準の改善が見られない場合、指定を取り消すことがあります。

名古屋市は毎年度実施した評価の結果、指定期間の中間評価及び指定期間を通じた総合評価を公表します。

また、評価結果は、次期管理者の公募にあたって、審査の対象として活用する場合があります。

(8) 監査委員等による監査

地方自治法の規定に基づき、本施設の管理運営業務に係る出納その他の事務の執行について、名古屋市監査委員、包括外部監査人又は個別外部監査人による監査の実施が決定された場合には、当該監査に誠実に対応し、また、監査結果に指摘事項等があった場合には、速やかに改善等の措置をとっていただきます。

3 管理経費

(1) 指定管理業務にかかる経費

指定管理業務に係る経費は、名古屋市から支払う指定管理料で賄っていただきます。

指定管理対象施設の収支計画書（様式33及び様式34）により指定管理料を提示してください。

自主事業又は公募対象公園施設の運営による収益等を、指定管理業務に係る経費に還元していただくことも可能です。

名古屋市は指定管理料について、指定管理対象施設の管理運営計画及び収支計画書において提示のあった金額を参考に、会計年度（4月1日から3月31日まで）毎に指定管理者と協議を行い、各年度協定書において予算の範囲内で支払います。なお、各年度終了時において、指定管理料に過不足が生じて、原則として精算はせず、年度協定書で決定した額は、特段の事情がない限り変更しないこととします。

しかし、次の場合には、指定管理料に生じた当該余剰額を名古屋市に返還するものとします。

- ア 指定管理業務が年度当初の計画どおり実施できずに指定管理料に余剰が生じたとき
- イ 指定管理者が指定管理業務として行うべき修繕を行わなかったとき

◆これまでの名古屋市の本施設に関する指定管理料の支払い実績、指定管理業務にかかった経費の実績を示しますので、計画書作成の参考にしてください。

◆本施設の修繕工事費（税込価格）（特定公園施設の整備・改修費は含みません。）の年間最低執行額は **560 万円**とします。修繕工事費は、**年間最低執行額を下回ることとはできません。**

○指定管理料支払い実績等

（金額単位：千円）

年 度	指定管理料 (注1～3)	収益還元 (指定管理業務に充当)	指定管理業務にかかった経費	指定管理業務に	
				うち 光熱水費	うち 修繕工事費
平成26年度	117,378	750	124,529	26,250	4,242
平成27年度	117,378	750	119,622	23,500	4,566
平成28年度	117,378	750	117,455	21,231	4,899
平成29年度	117,378	750	117,888	22,851	3,816
平成30年度	125,000	－	121,947	22,915	5,208
令和元年度	127,315	1,018	126,755	23,236	5,859

（注1）自主事業にかかる経費（自主事業にかかる人件費、光熱水費を含みます。）は、指定管理料を充てることができませんので、指定管理者自らが負担してください。

指定管理対象施設の収支計画書（様式33及び様式34）の作成にあたっては、指定管理料提示額に、自主事業にかかる経費を含めないでください。

（注2）上記の指定管理料支払い実績には、一部、指定管理業務以外（指定管理区域外の施設及び自主事業）にかかる光熱水費が含まれています。指定管理料支払い実績に含まれている指定管理業務以外にかかる光熱水費を参考に3か年分下表に示しますので、指定管理料の提示の際は、指定管理料支

払い実績から、下表の額を差し引いて参考にしてください。

(金額単位：千円)

年 度	指定管理料支払い実績 に含まれている指定管 理業務以外にかかる光 熱水費	備 考
平成29年度	9,690	観仙楼（レストラン・ホール 等）、蘇山荘、売店の電気・水 道料 駐車場、自動販売機の電気料
平成30年度	9,807	
令和元年度	9,248	

※本事業において、これらの光熱水費は、公募対象公園施設または自主事業として、認定計画提出者または指定管理者自らが負担することとなりますので、指定管理料提示額にこれらに相当する光熱水費を含めないでください。

(注3) 指定管理料は、下表の消費税率に基づく実績です。

年 度	消費税率
平成26年度以降平成30年度まで	8%
令和元年度	10%

○今回追加となる区域及び業務にかかる支払い実績

- ・別添8「指定管理区域図」の「今回追加する指定管理区域」における修繕工事（1箇所あたりの修繕工事費（税込価格）が250万円を超えないもの）及び地下駐車場消防設備の点検は、指定管理業務とします。当該区域にかかる平成29年度から令和元年度の修繕工事費の3ヶ年実績の1年平均は**573千円**、令和元年度の地下駐車場消防設備点検委託費の実績は**171千円**なので、指定管理料支払い実績に加えて参考にしてください。

なお、当該区域の修繕工事及び地下駐車場消防設備点検以外の管理運営は、自主事業により実施していただくため、指定管理料提示額に、当該区域の修繕工事及び地下駐車場消防設備の点検以外の管理運営にかかる経費を含めないでください。

※指定管理料の積算にあたっては、現行の消費税率（10％）を基に算定し、提示額（税込価格）としてください。消費税率の改正があった場合は、各年度協定書に定める指定管理料の額の決定時に、当該年度に適用すべき税率で算定を行ったうえ協議の対象額とします。

(2) 賃金水準の変動への対応

指定管理業務にかかる各年度の人件費（自主事業にかかる経費を除きます。以下、同じ。）について、雇用形態別の賃金水準を図る指標を基に算出した変動率を用いて各年度の増減額を算出し、次年度の指定管理料において、それに対応した増減（賃金水準が下がった場合は減額）を行います（以下、この仕組みを「賃金スライド制度」といいます。）。

賃金スライド制度は、指定期間の2年目以降の人件費に適用します。また、適用の範囲は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定される賃金のうち、賃金水準の変動による影響を受けるものとします。ただし、指定期間の初年度の人件費の1.0%分までの金額は、指定管理者等の負担となります。

賃金スライド制度に基づく指定管理料の増減額の算定のため、様式 37「対象人件費等計算書」に必要事項を記入のうえ提出してください。提出後の対象人件費等計画書の変更は認めません。

なお、指定管理者として指定された後、賃金スライド制度に基づく指定管理料の増額を希望する場合は、別途申請書の提出が必要となりますのでご注意ください。

賃金スライド制度の詳細については、名古屋市公式ウェブサイトの「指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」（※）をご参照ください。

※ <http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-0-0-0-0-0-0-0-0.html> に掲載

(3) 自主事業にかかる経費

自主事業にかかる経費に指定管理料を充てることはできません。

(4) 管理口座

ア 指定管理業務にかかる指定管理者の経費及び収入は、法人等自身の口座とは別の口座で管理してください。

イ 自主事業にかかる経費及び収入は、アの口座とは別の口座で管理してください。

(5) 有料公園施設の使用料について

有料公園施設（庭園）の入園料は、使用料として名古屋市の収入となります。この使用料の徴収事務については、指定管理業務として指定管理者に行っていただきます。

4 指定管理者と名古屋市の責任分担

指定管理者と名古屋市の責任分担は、次に示す「責任分担表」のとおりとします。

なお、指定管理者と名古屋市の責任分担に疑義がある場合、又は責任分担表に定めのない責任が生じた場合は、名古屋市と指定管理者が協議のうえ、責任分担を決定するものと

します。

責任分担表（凡例：◎…主たる責任のある項目、○…主ではないが責任のある項目）

項 目	指定管理者	名古屋市
運営の基本的な考え方	◎	○ 条例・規則事項
広報	◎	○ 名古屋市広報関係
施設の管理運営	◎	
施設の物品管理	◎	
行為許可	○ 申請の受付及び申請者との連絡調整等に関する事 と	◎ 許可に関する事
苦情等対応	◎	○
事故・事件対応	◎	○
施設の修繕等	◎ 1箇所あたりの修繕工事費 (税込価格)が250万円を 超えないもの（注）	○ 左記以外のもの
災害復旧	○ 応急復旧の実施	◎
管理瑕疵 ^か _し	◎	
損害賠償保険等への加入	◎	
包括的責任管理者 (管理瑕疵を除く)		◎
広域避難場所の役割	◎	○ 指示等
指定管理者の行う自主事業	◎	

（注）本施設の修繕工事費（税込価格）の年間最低執行額は **560 万円** とします。修繕工事費は、**年間最低執行額を下回ることはできません。**

設備等の増減を伴うもの又は 30 万円を超えるものについては、事前に名古屋市

と協議が必要です。また、1箇所あたりの修繕工事費(税込価格)が250万円を超えない工事であっても、年間の総額が年間最低執行額を超える場合は、別途、名古屋市と協議のうえ、分担を決定します。

5 団体の法人格の変更

団体の法人格が変更（法人格の取得も含みます。）される場合は、原則として市会の議決を経たうえで再度指定を行います。

6 指定の取消し等

（1）指定の取消し及び業務停止命令

指定管理者が名古屋市の指示に従わないとき、その他次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

ア 指定管理者が、条例、規則、協定及び関係法令に違反したとき

イ 指定管理者が、正当な理由なく業務を履行しないとき、又は指定期間中に履行する見込みがないと名古屋市が判断したとき

ウ 指定管理者が、業務の履行にあたり、名古屋市の指示に従わず、又は名古屋市の職員の職務の執行を妨げたとき

エ 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく排除要請があったとき

オ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難と判断されるとき

カ 都市公園法第27条第1項の規定により、公募設置等計画の認定を取り消したとき

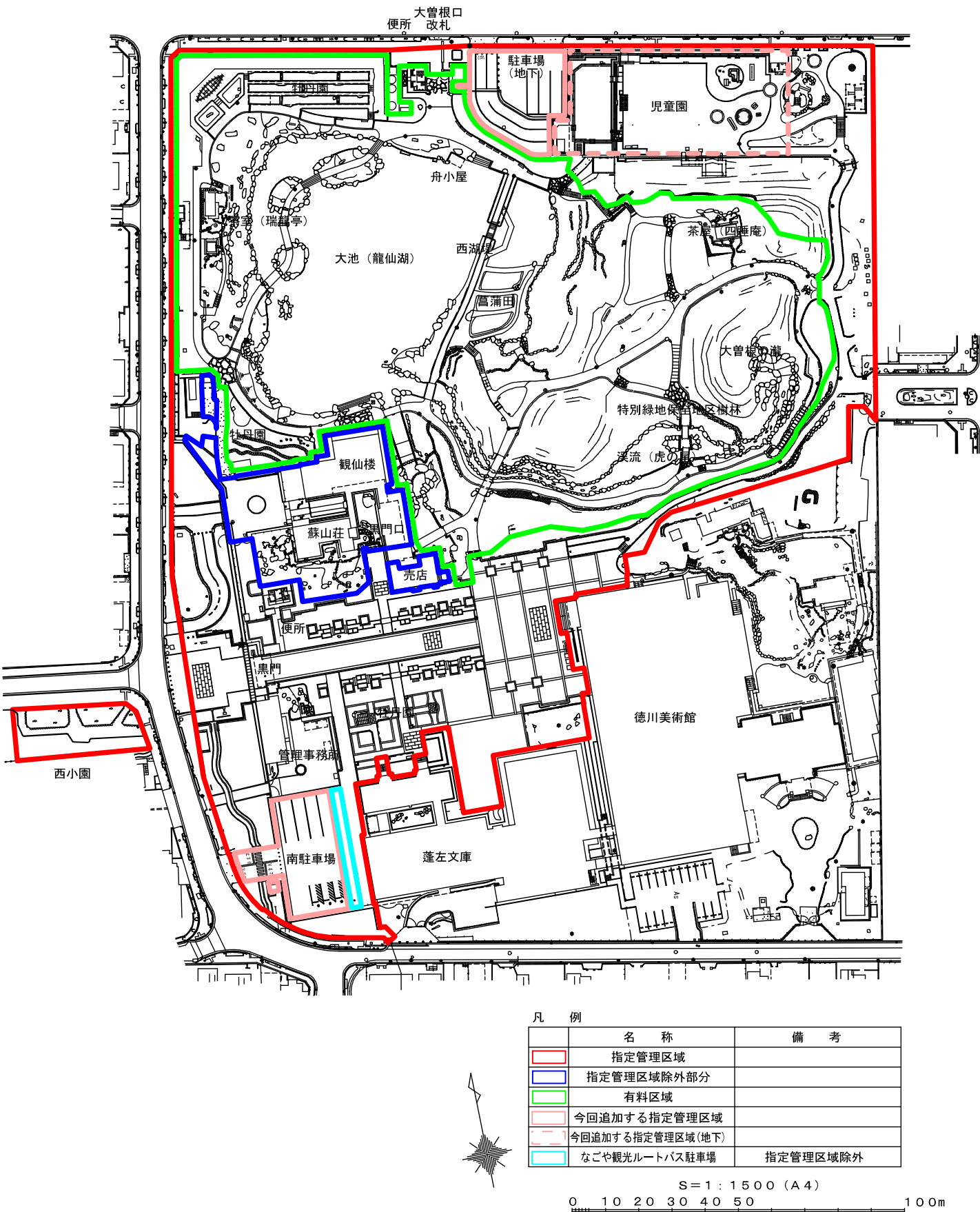
キ その他指定管理者が管理を継続することが適当でないと名古屋市が認めるとき

（2）違約金等

ア （1）に基づき、名古屋市が指定の取消し又は業務停止命令を行った場合は、必要に応じて、指定管理者は当該年度の指定管理料の全部又は一部を返還するとともに、あらかじめ協定書において定められた額を違約金として名古屋市に納付しなければなりません。

イ （1）に基づき、名古屋市が指定の取消し又は業務停止命令を行った場合は、指定管理者に損害、損失又は増加費用が生じたとしても名古屋市はこれを負担しません。

指定管理区域図



徳川園指定管理者 業務仕様書

令和2年10月

(令和2年11月修正版)

名古屋市 緑政土木局

目 次

1 指定管理業務

(1) 庭園（有料区域）の供用日時等	1
(2) 徳川園の管理運営	1
(3) 入園者の安全管理	1
(4) 庭園（有料区域）の維持管理	1
(5) 建築物や各種設備等の法定点検等（駐車場を含む。）	6
(6) 無料区域の維持管理	7
(7) 駐車場（管理許可）	7
(8) 公募対象公園施設（指定管理区域外）との連携	7
(9) 催事の実施	7
(10) サービスに関すること	8
(11) 行為許可の受付に関する業務	8
(12) 利用の禁止について	8
(13) 徳川美術館、蓬左文庫との連携について	8
(14) 地元との協力について	8
(15) その他の業務	9

2 自主事業

(1) 自主事業の内容	11
-------------	----

1 指定管理業務

業務にあたっては、関係法令を遵守し、職務に必要な知識を持ち、利用者等に安心感・信頼感・満足感を与えるように留意すること。

(1) 庭園（有料区域）の供用日時等

ア 供用時間

午前9時30分～午後5時（ただし、閉門は午後5時30分）

イ 休業日

(7) 毎週月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）にあたるときは直後の休日でない日）

(4) 年末年始（12月29日～1月1日）

ウ 供用時間の変更及び休業日の臨時開業

指定管理者は、あらかじめ名古屋市の承認を得て、庭園を供用月日以外の日及び供用時間以外の時間に供用することができる。また、名古屋市が特に必要と認める場合は、供用時間の変更及び臨時開業を実施すること。

(2) 徳川園の管理運営

ア 使用料徴収業務等

別添11「徳川園使用料（入園料）徴収業務仕様書」に従い、使用料（入園料）の徴収業務等を実施すること。

イ 案内業務

(7) 入園者からの問い合わせ等は、常に指定管理者において必要な対応を行うこと。

(4) 入園者への応接（施設の案内）等、必要な対応を行うこと。

ウ 利用状況の集計と報告

毎日の入園者数等（利用区分ごと、減免等をした場合は、その種別ごと）及び団体利用があったときは、団体数、団体利用者数について集計し、名古屋市からの要請に応じて報告すること。

エ 徳川美術館・蓬左文庫観覧券の販売

徳川美術館・蓬左文庫観覧券の販売について徳川美術館及び市教育委員会と無償で委託契約を締結し、共通観覧の希望者に販売すること。

(3) 入園者の安全管理

入園者に注意事項を遵守させるとともに、安全で快適に利用できるよう、良好な管理運営に努めること。また、公園内を常に注視し事故が発生しないよう万全を期すこと。入園者に対しては、親切丁寧に対応すること。

ア 大規模な作業は入園者の通行の妨げとなり、安全管理上支障がある。また、景観や雰囲気損ない、入園者に不快感を与える恐れがあるため、緊急を要する場合を除き、休園日に実施すること。

イ 緊急的に長期にわたる大規模作業が必要になり、入園者の通行の妨げとなることが予想される場合は、部分的な通行止めや臨時休園などの対応処置を名古屋市と協議すること。

ウ 植物管理などの作業を供用時間内に行う場合は、入園者に危険や支障がないようにするとともに、日本庭園の美観を損なわないよう服装等に注意すること。

エ 混雑時には入園の制限を行うなど、入園者の安全を確保すること。

オ 適切な監視、誘導を実施し、入園者の安全を確保すること。

カ 庭園（有料区域）は全面禁煙とすること。

(4) 庭園（有料区域）の維持管理

徳川園は、「近世武家文化を中心に表現し、世界に発信する歴史文化拠点」をテーマに大名庭園の基本的様式である池泉回遊式庭園として整備された。作庭にあたり、海、山、里の描写をテーマと

して、矢田川の高低差のある河岸段丘、特別緑地保全地区のスダジイの森、立体的な力強い石組みと植栽を組み合わせ、変化に富んだ庭となっている。当園の核となる施設としては、「龍門の瀧」があるが、この瀧は、尾張徳川家江戸下屋敷（戸山屋敷）跡から発掘された石材を使って当時の瀧を再現したものである。庭園の維持管理においては、以上の趣旨をよく理解し、入園者の満足度、期待度に応えられるよう、良好な景観の維持及び施設の充実に努めること。

また、維持管理業務については、別添 12「年間維持管理水準表・計画表」の水準を基本とし、「名古屋市緑政土木局土木工事標準仕様書」、「名古屋市緑政土木局業務委託標準仕様書」、「名古屋市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る基本指針」、「農薬・殺虫剤等の適正使用マニュアル（屋外 農薬編）」及び「農薬・殺虫剤等の適正使用マニュアル（屋内 殺虫剤等編）」を遵守すること。

ア 基本管理

(ア) 巡視

公園内巡視を行い、施設の安全面、衛生面、機能面が確保されるように努め、不具合等が発見された場合は、必要な措置を施すとともに、不具合等の発見・措置内容を記録し、適宜名古屋市に報告すること。

(イ) 夜間巡回警備業務

毎日、概ね深夜 1 時～5 時の間の不定期の時刻に警備員による公園内の巡回警備を実施すること。警備報告等で異常があった場合は、関係者に通告し、改善させること。

(ロ) 清掃

- a 掃き掃除やゴミ拾いを行い、入園者が快適に過ごせるように、常に清潔な状態に保つこと。
- b 緑のまちづくり活動団体等の市民活動により発生したゴミ袋の回収並びに袋集積地付近のゴミ拾いを行い分別すること。また、名古屋市の定める様式により、ゴミ袋の回収数量を名古屋市へ報告すること。
- c 台風・落葉等によりゴミが発生した場合は速やかに除去すること。
- d ホームレスの対応に伴う物件の撤去・処分や清掃（特別清掃）は名古屋市の指示に従い実施すること。
- e ゴミの処理については、事前に処分方法や処分先等を名古屋市に確認し、適正に処分すること。

(ハ) 除草

- a 原則的に抜き取り除草とする。
- b 特に庭園（有料区域）内においては、雑草により美観を損ねることがないように、発見次第抜き取ること。
- c 原則、薬剤除草は行わないこととするが、コケの保全などを目的としてやむを得ず薬剤を使用する場合は事前に名古屋市と協議し承諾を得たうえで、「イ(ア)g 病害虫防除」に準じて作業を実施すること。
- d 草類はリサイクルに努め、適正に処分すること。

イ 植物管理

(ア) 植物管理一般

a 土壌管理

- (a) 樹勢の弱い樹木等は、土壌改良等により樹勢回復を図ること。
- (b) 法面の土壌流出を防ぐこと。

b 植物保護

- (a) 必要箇所にしがらみを設置し、植物を保護すること。
- (b) 設置したしがらみは適宜補修し、良好な状態を保つこと。

c 施肥

それぞれの植物にあった肥料や土壌改良材を適期・適量施すこと。

d マルチング

必要箇所にはマルチングを施すこと。

- e かん水

日照りが続いて植物の衰弱が予想される場合や植付直後等において、適宜かん水を実施すること。かん水作業中周囲に水や土が飛散・流出しないように努めること。また、かん水作業は暑い時間帯を避け、夕方等を実施すること。
- f 補植

植物が枯損した場合等において、適宜補植すること。
- g 病害虫防除
 - (a) 病害虫防除一般
 - ・ 込み合った枝を剪定、間引きして風通しを良くし、病害虫の発生を防ぐこと。
 - ・ 害虫の卵、幼虫を発見した場合は、捕殺すること。
 - (b) 農薬等薬剤を使用した病害虫防除について
 - ・ 薬剤（農薬）散布を行う場合は供用時間を避け、適切な散布量とし、むやみに多量な薬剤（農薬）を散布しないようにすること。また、散布後、残った薬剤（農薬）については適切な処理をすること。
 - ・ 使用した薬剤（農薬）については、「薬剤（農薬）使用実績報告書」を事業報告書に記載し提出すること。
- h 臨時措置

台風、災害等で被害が発生した時は速やかに処理すること。
- i 植物性廃棄物の処理

剪定枝、刈込枝葉及び草類は、リサイクル努め、適正に処分すること。
- j 名古屋市との協議

大規模な剪定や補植など、庭園の景観に影響を及ぼす作業に関しては、名古屋市と協議すること。
- (イ) 樹木管理
 - a 樹木管理一般
 - (a) 衰弱木や倒伏木は速やかに撤去・立て起こしを行い、入園者に危険や支障のないようにすること。
 - (b) 庭園の主要植物を被圧している樹木については、名古屋市と協議のうえ、適切な処置を実施すること。
 - (c) 支柱撤去・更新を適宜実施すること。
 - (d) 枯枝除去・支障枝剪定・骨格剪定等を適宜実施すること。
 - (e) 必要に応じて樹木診断を行い、樹木を健全に保つこと。
 - (f) 樹勢の回復と成長抑制のため、必要に応じて根切りを実施すること。大木は一度にすべての根を切らず、数年に分けて実施すること。
 - b 高木の整枝剪定
 - (a) 樹種ごとの適期に作業すること。特に花木の剪定は、花芽形成の時期に注意すること。
 - (b) 庭園の景観にふさわしい姿に整えること。
 - c 中低木及び生垣等の刈込・面的剪定
 - (a) 樹種ごとの適期に作業すること。特に花木の刈込は、花芽形成の時期に注意すること。
 - (b) 庭園の景観にふさわしい姿に整えること。
 - d ボタン管理
 - (a) ボタンは徳川園の顔であり、多くの市民に親しまれている。管理については特に注意を払うこと。また、高度な管理が必要とされるので、専門知識を持つ経験豊富な職員を配置すること。
 - (b) 支柱立て・花がら取り・芽かき・剪定・施肥・土寄せ・病害虫防除・かん水・補植・日除け設置等を行い、良好なボタン管理に努めること。
 - (c) 補植で使用する株は花芽付きの株とし、可能な限り大株（H0.4m、W0.4m）のものとすること。

- (d) 冬牡丹展示は適宜入れ替えをし、常に良好な冬牡丹を展示すること。
- (e) 開花期には来園者のために名板を設置すること。
- (f) 牡丹園周囲のハイバクシン及びトウキョウナンテンは、適期に刈込等を行いその管理に留意すること。
- e マツ管理
 - (a) 剪定・てもみ
 - ・ マツは庭園の景観を構成する重要な樹木であるため、特に注意を払い、庭園の景観にふさわしい姿に整えること。
 - ・ 美しい樹姿の保持を目的に行うため、植栽地の環境に合った将来の樹形と樹高をイメージしながら実施すること。
 - ・ 剪定は、樹形の整形を目的として、忌み枝の整理、伸長枝の切り戻し、前年枝の着芽促進、枯葉の取り外し等を実施すること。（もみあげ含む。）
 - (b) こも巻き
 - ・ マツに施すこも巻きは、冬眠場所を求めて下降してくるケムシ類・カイガラムシ類や、避難場所を捜すカメムシ類を捕殺するものなので、取り付け取り外しの時期を逸しないように実施すること。
 - ・ 取り外すときは害虫を落とさないよう注意深く実施すること。こもの処理は、すみやかに持ち出し焼却工場に搬入すること。
- f ソテツ管理
 - 霜よけを目的とし、わら囲いを実施すること。
- g モミジ類管理
 - 秋の紅葉は徳川園の大きな魅力のひとつであるため、モミジ類の管理には特段の注意を払い、テッポウムシの被害を最小限に留めること。
- (g) 地被植物管理
 - a 地被植物一般
 - 必要に応じて株分け・植え替えを実施すること。
 - b 芝生管理
 - 芝生の美観を維持するため、適宜芝刈・芝耳切を実施すること。
 - c ササ管理
 - (a) ササの美観を維持するため、適宜葉刈を実施すること。
 - (b) 適宜抜き取りを行い、ササの植栽範囲を適正に管理すること。
- (x) 水性植物管理
 - a 水生植物管理一般
 - 適宜抜き取りを行い、植栽範囲を適正に管理すること。
 - b ハナショウブ管理
 - (a) 株わけを行い、土壌改良した所へ植えつけマルチングを実施すること。
 - (b) 施肥や病害虫防除・葉刈等を施し、良好な状態を維持すること。
 - (c) 開花期間中は花がら取りを行い、美観を維持すること。
 - (d) 開花期には名板設置を実施すること。品種以外の花が見られる場合は期間終了後根株より撤去すること。
 - c スイレン管理
 - 大池（龍仙湖）に設置しているスイレン（鉢物）について、定期的に株分け・植え替え・土壌改良等を行い、良好に保つこと。
- (f) 草花等展示管理
 - a 草花展示管理
 - (a) 季節に合わせた、大名庭園の景観にふさわしい種類の草花を取り入れること。
 - (b) 展示場所に合わせて適切に管理すること。
 - b 正月飾り展示管理

注連縄及び門松を黒門付近に展示すること。

(カ) その他

本施設の一部は、特別緑地保全地区（良好な自然環境を形成している都市内の樹林地や草地、水辺地などを指定し、建築行為や木竹の伐採などを制限することにより現状凍結的に緑地を保全し、都市における貴重な緑を将来に引き継いでいこうとするもの）に指定されている。特別緑地保全地区では、都市緑地法（昭和48年法律第72号）により、緑地の保全に影響を及ぼす一定の行為に対して制限を定めているため、それらの行為を行う場合は、あらかじめ名古屋市と協議のうえ、必要な手続きをとること。

ウ 施設管理

(7) 施設管理一般

- a 国土交通省「公園施設の安全点検に係る指針（案）」を遵守して日常及び定期的な点検を実施し、点検記録書を作成すること。ただし、個別に指針・基準等がある場合は、それに従うこと。
点検記録書は名古屋市からの求めがあれば提出すること。施設の変状及び異常があった場合は、使用中止や修繕などの応急処置を行い、点検記録書とともに名古屋市に報告すること。名古屋市から定期点検結果報告の依頼があった場合は、指定の様式で名古屋市に報告すること（毎年5月頃別途依頼）。
- b 施設・設備等に不具合が生じた場合は、速やかに修繕や更新を行い機能回復に努めること。修繕や更新の際は、景観にあったものを選択すること。修繕や更新が完了したときは、名古屋市に報告すること。
- c 長期にわたり施設を使用中止にする場合は、名古屋市に報告すること。

(イ) 園路広場

舗装の洗浄等によりぬめり取りや土除去を行い、入園者の転倒防止に努めること。

(ロ) 給水施設（上水・地下水）

- a 水道使用量を確認するため、毎月定期的に量水器を読み取り、名古屋市に報告すること。
- b 地下水のくみ上げ用ポンプの稼働時間に変更があった場合は、緑政土木局及び上下水道局に報告すること。
- c 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）に基づき、地下水の毎月の揚水量等を測定・記録し、3年間保管すること。また、1年間の測定結果を記載した報告書を名古屋市に毎年提出すること。

(ハ) 排水施設

- a 補修や清掃・閉塞直し等を要するようであれば、速やかに処置を実施すること。
- b 園路脇に設置された排水枡等の蓋の修景に心掛けること。
- c 豪雨等により土砂流入があった場合は、堆積した土砂等の清掃・浚渫を実施すること。
- d 砂利側溝は適宜ふるいがけ水洗いを行い、美化に努めること。

(ニ) 電気施設（照明施設・放送設備を含む。）

- a ランプ等消耗品の取替え等を適宜実施すること。消耗部品は交換サイクルを守って交換を実施すること。
- b 開園日は毎日、足元灯の乾拭きを実施すること。
- c 電気施設の運転・管理・保守は、必要な知識及び豊富な経験・技能を有する技術者が実施すること。
- d 施設が老朽化しているので、点検報告については、その都度、点検業務の受託者に異常の有無の聞き取りを行い、故障や基準超過に関する報告があった場合は、速やかに対応するとともに、名古屋市に報告すること。

(ホ) 水景施設（龍仙湖、龍門の瀧、大曾根の瀧、虎の尾、流れ）

- a 保守管理
専門業者による点検・調整・消耗品取替・薬剤補充等を行い、良好な設備の保守管理をすること。

- b 清掃
 - (a) 修景効果を高めるため、堆積物除去・ゴミ除去・水面清掃・スクリーン清掃・高圧洗浄等管理を実施すること。
 - (b) 溪流（虎の尾）の流れを維持するため、土砂や泥を浚渫すること。また、庭園の良好な景観を保つため、落葉を清掃すること。
- c 水質浄化・水質調査
 - (a) 庭園の良好な景観を保つため、アオミドロ等の発生の抑制に努めること。
 - (b) 水質改善のための資料として水質調査結果が必要な場合は、名古屋市に提示を求めること。
- d 生物管理
 - 龍仙湖・虎の尾のコイは、健康状態に注意して管理すること。
- (※) その他公園施設
 - a 水琴窟の砂利清掃や腰掛・手すりの乾拭き清掃等を行い、園内の美化に努めること。
 - b なごやかベンチ等の寄附物件の補修を行う場合は、その都度名古屋市と協議すること。
- エ 建物管理
 - (7) 建物管理一般
 - a 補修等
 - 施設等に不具合が生じた場合は、速やかに修繕や更新を行い機能回復に努めること。修繕や更新の際は、意匠にあったものを選択すること。修繕や更新が完了したときは、名古屋市に報告すること。
 - b 機械警備
 - 管理事務所、ビジターセンターの必要箇所に機械警備を設置し、不法侵入や火災などを防ぐこと。
 - (イ) 受付（黒門口・大曾根口）
 - 定期的に清掃等を行い、清潔に管理すること。
 - (ウ) 茶室（瑞龍亭）・茶屋（四睡庵）
 - a 入園者が快適に利用できるように、開園日は床の掃き掃除、腰掛の拭き掃除を毎日実施すること。
 - b 樋につまった落葉や雨落の泥を除去すること。
 - c 瑞龍亭は、天気の良い日には定期的に戸を開放し、空気の入れ換えを実施すること。また、結界を設置すること。
 - (エ) 便所
 - a 入園者が快適に利用できるように、十分に清掃・洗浄・消毒し、清潔な状態を保つこと。
 - b 適宜、尿石防止剤の補充等を行い、尿石固着を防ぐこと。
 - c 庭園内（有料区域）の便所1棟については、トイレットペーパーの補充を実施すること。
 - (オ) 管理事務所
 - 定期的に清掃等を行い、清潔に管理すること。

（５）建築物や各種設備等の法定点検等

ア 建築物や設備等の法定点検

- (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく定期点検を実施すること。また、定期点検結果を名古屋市に報告すること。
- (イ) 消防関係法令等に基づく消防用設備等の点検を実施すること。
- (ウ) 電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく自家用電気設備等の定期点検を実施すること。別添13「自家用電気工作物の保安業務に関する特記仕様書」を参照のこと。
- (エ) その他法令に基づく点検を実施すること。
- (オ) 指定管理区域と公募対象公園施設、双方に関係する設備等の法定点検、保守管理、保守点検及び機械警備等で区分することが困難な部分について、市と協議の上指定管理業務としたものも、(7)～(エ)のとおり実施すること。

イ 各種設備等の保守管理・保守点検

施設の安全確保のため、来園者が安心かつ快適に利用できるよう、各種設備の保守管理・保守点検を実施すること。

(6) 無料区域の維持管理

原則として「(4) 庭園（有料区域）の維持管理」に準じる。

ア 登録有形文化財の管理

「徳川園黒門」、「徳川園脇長屋」、「徳川園塀」、「徳川園釣瓶井戸」は国の登録有形文化財である。特に注意して巡視や清掃等を行い、修繕等により現状の変更を伴う場合は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定により、事前に国への届出等が必要となるため、早めに名古屋市と協議すること。

また、黒門は、明治 33 年に完成した尾張徳川家の邸宅の遺構で、総けやき造りの三間薬医門である。連続する脇長屋と塀を含めて、昭和 20 年の大空襲による焼失の被害を免れた数少ない遺産であり、徳川園のシンボリック的存在となっている。キズや落書き等をされることのないよう注意するとともに、散歩中の犬が小便をかけたりすることのないよう対策をとること。

イ 西小園の管理

民有地沿いの生垣は現状の高さを維持すること。

ウ 児童公園の管理

(7) 遊戯施設等については、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第 2 版）」を遵守し、利用者が安全・快適に使用できるよう日常及び年 1 回以上の定期的な点検を行うこと。

(イ) まごころ遊具等の寄附物件の補修を行う場合はその都度名古屋市と協議すること。

(ウ) 消耗部材は交換サイクルを守って交換すること。

(7) 駐車場（管理許可）

機械設備等について、適切に保守点検を行うとともに、駐車場施設に異状がないか確認し、安全を維持すること。異状があった場合は、速やかに対応するとともに、名古屋市に報告すること。

(8) 公募対象公園施設（指定管理区域外）との連携

ア レストラン、ホール、売店及び蘇山荘と連携することにより、互いの施設の利用者の満足感や施設の安全性の向上に努めること。

イ 利用者指導等

レストラン・ホールの利用者が、改札を通らずに有料区域に入ることのないよう管理すること。

(9) 催事の実施

ア 牡丹の開花時期に催事を開催すること。

イ 夏の酷暑期及び紅葉の時期に夜間開園ライトアップを行うとともに、催事を開催すること。夜間開園の実施に際しては、事前に名古屋市と協議すること。

ウ 6 月の第 1 土・日曜日の天王祭には、地元町内の山車を園内に集めて「山車揃え」を開催すること。

エ 3 月 18 日は、尾張藩二代藩主光友が徳川園の起源である大曾根屋敷に移り住んだ日であるため、これを記念して直近の土日祝日に無料開園を実施すること。

また、11 月 3 日は、徳川園として初めて市民へ供用を開始した日であるため、この日を開園記念日として同様に無料開園とすること。

実施に際しては、事前に名古屋市に協議し、了承を得ること。

オ 東区内で毎年 11 月 3 日に開催される催事「歩こう！文化のみち」に参加し、スタンプラリー会場として協力するとともに、園内において独自の催事を開催すること。

カ 和傘、観月、正月の催事の維持、又は内容・回数・質等を充実して入園者数の増加及び入園者の満

足度、期待度の向上を図ること。

- キ 催事の内容はよく吟味して、徳川園の特色を活かした日本庭園にふさわしいものとし、名古屋市と協議すること。
- ク 使用する機材の設営により、庭園を損傷することのないよう注意すること。
- ケ 催事終了後は、速やかに原形復旧すること。
- コ 屋外での催事開催時には、音量に注意し、周辺住民の迷惑とならないように配慮すること。

(10) サービスに関すること

- ア 庭園ガイドの実施
東区文化のみちガイドボランティア、徳川園ガイドボランティアの会員により、来園者に対して庭園ガイドのサービスを実施すること。徳川園ガイドボランティアの人数が少なくなった場合には、適宜、募集を行い、養成講座を開催して必要な知識を習得させること。
- イ 魅力増進策の提案
入園者数の増加及び満足度を図るため、新たな対策を講じること。
- ウ 広報業務
各種媒体を通じて施設の情報を発信し、認知度の向上に努めること。
 - (ア) 専用パンフレット等を作成すること。
 - (イ) 公園案内ホームページを作成し、施設の案内、催事の広報等の情報発信をすること。また、更新やメンテナンス等ホームページ管理も併せて定期的実施すること。

(11) 行為許可の受付に関する業務

行為許可（名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第4条第1項第1号から3号までの行為の許可をいう。）については、名古屋市の定める「指定管理者の管理する施設における行為許可の取扱いについて」に従って業務を実施すること。
なお、茶室（瑞龍亭）の貸し出し受付は、行為許可に関する業務とする。

(12) 利用の禁止について

庭園の利用禁止については、名古屋市の定める「有料公園施設の利用の禁止について」（平成23年4月1日付）を準用するものとする。その際、同通達中第2項イ、ロ及び第3項中「土木事務所」とあるのは「指定管理者」に、第2項イ中「土木事務所長の決裁をとり緑地管理課長及び緑地維持課長に合議する」とあるのは「名古屋市と協議する」に、第3項中「当該有料公園施設及び土木事務所又は公園案内センター」とあるのは「当該有料公園施設」にそれぞれ読み替えるものとする。

(13) 徳川美術館、蓬左文庫との連携について

- ア 徳川美術館、蓬左文庫とは「徳川美術館・徳川園調整会議」を設置し、定期的に会議を開催して情報交換や課題の解決に向けての意見交換を行うなど、三位一体となった運営協力に努めること。
- イ 共同催事の開催や、共同広告の掲出など、連携して集客力の向上につながる取り組みを実施すること。

(14) 地元との協力について

- ア 催事等のPR
催事の前には学区連絡協議会等に出席するなどして、告知とPRへの協力を依頼すること。
- イ 定期券のまとめ買い
旭丘、明倫の両学区において、学区単位での定期入園券のまとめ買い及び取りまとめの案内を実施すること。

(15) その他の業務

- ア 名古屋市関係機関との連絡調整等日常業務の調整

- (7) 名古屋市が出席を要請した会議等には出席すること。
 - (4) 関係機関との連絡調整を図ること。
 - イ 苦情等への対応

利用者からの苦情や、利用者間のトラブル等の発生時には、速やかに対応するとともに、苦情等の内容及び対応状況について日報等に記録し、名古屋市に報告すること。
 - ウ 放置自転車の取扱い

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 63 年名古屋市条例第 40 号）及び同施行細則（昭和 63 年名古屋市規則第 103 号）の趣旨に沿い名古屋市に協力すること。

 - (7) 放置禁止区域内において自転車等を放置し、又は放置しようとする利用者等に対し、当該自転車等を自転車駐車場その他の適切な場所に移動するように指導すること。
 - (4) 放置禁止区域以外の場所において、自転車等の放置により公園の美観を損ねるなど公園管理上支障がある場合は、当該自転車等を整理し、又は自転車駐車場その他の適切な場所に移動するとともに当該利用者等に対し当該自転車等を速やかに適切な場所に移動すべき旨を告知する注意札を当該自転車等に取り付けること。

注意札を取り付けたにもかかわらず、当該自転車等が名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則に規定する期間放置されている時は、名古屋市に対し放置の状況を報告すること。

 - (7) 名古屋市が放置自転車を撤去する際には現地確認をすること。
- エ 拾得物の取り扱い

管理対象区域内において拾得された拾得物については、関係法令等に基づき、適切な対応をすること。
- オ 公園適正利用指導の業務
 - (7) 公園内での不適正な利用を確認した場合は必要に応じて適正な指導を行うこと。
 - (4) 公園内における放置物件に関する業務については、名古屋市が定める「都市公園内放置物件処理規程」に基づき対応すること。
 - (7) ホームレスの起居及びこれに伴う物件の常置などにより、公園の適正な利用が妨げられていると認められる時は、名古屋市に報告したうえで、公園管理者として適正な指導、注意、ゴミ撤去など適切な対処を行うとともに、名古屋市と協力して必要な措置をとること。
 - (7) 名古屋市の指示に従って物件の撤去・処分を行うとともに、新たな起居防止措置を講ずること。
 - (4) 名古屋市から状況調査の依頼があれば調査・報告をすること。
- カ 不法投棄の取り扱い

不法投棄と推測される物件を発見した場合は、名古屋市が定める「都市公園内放置物件処理規程」に基づき対応すること。
- キ 放置自動車についての対応

放置自動車を発見した場合には、名古屋市が定める「公園内放置自動車処理規程」に基づき、警告書の貼付、警察署への照会及び名古屋市への報告等を実施すること。
- ク 管理報告書の作成及び保管

1 日の業務内容（点検、修繕、清掃、その他維持管理作業、窓口運営等）や市民対応など特記事項を記した日報等を作成し、保管すること。
- ケ 事業計画書、事業報告書等の作成・提出

指定管理者は、次のとおり、事業計画書、事業報告書等を作成し、名古屋市に提出すること。

 - (7) 事業計画書等の作成・提出

次年度の事業計画書及び収支計画書を名古屋市が指定する期日までに作成し、名古屋市に提出すること。なお、作成にあたっては、名古屋市と調整を図ること。
 - a 管理執行体制
 - (a) 職員配置・責任体制表
 - (b) 勤務ローテーション表
 - (c) 事故発生時の対応
 - (d) 緊急連絡体制表

- (e) 非常配備体制表
- b 業務計画
 - (a) 年間作業計画表
 - (b) 外部委託予定表
 - (c) 防犯対策
 - (d) 防災対策
 - (e) 利用者対応
 - (f) 研修計画
 - (g) 催事計画
- c 本業務に係る収支予算案
- d 自主事業に係る事業計画表及び収支予算案
- e その他名古屋市が必要と認める事項
- (イ) 事業報告書等の作成・提出

事業報告書として次の書類を名古屋市に提出すること。記載する内容は以下のとおりとし、書式は、名古屋市と指定管理者で協議により定めること。

 - a 利用実績（利用者数、利用率等）・・・月次、年間ごとに提出
 - b 管理業務及び自主事業の実施状況・・・四半期、年間ごとに提出
 - c 収支決算書（管理業務と自主事業とを区分したもの）等・・・年間ごとに提出
- (ウ) その他資料の作成等、名古屋市が求める事項について、速やかに対応すること。
- コ 指定管理者による管理運営についての表示

当該施設が指定管理者により管理運営されていることを示すため、施設出入口など外部からでも確認ができる場所に指定管理者の名称、連絡先を表示しておくこと。
- サ 緊急地震速報について

業務に従事する職員等に対し、名古屋市が定める「緊急地震速報の運用について－緊急地震速発表時の職員行動マニュアル（緑政土木局）－」（以下「マニュアル」という。）の周知・徹底を図るとともに、緊急地震速発表時はマニュアルに従い、施設利用者及び職員等の安全の確保に努めること。

2 自主事業

(1) 自主事業の内容

指定管理者は、次に掲げる事業を自主事業として実施することができる。必須としている自主事業は、必ず実施すること。

自主事業により得た収益は指定管理者の収入となるが、自主事業に要する経費（光熱水費を含む。）に名古屋市が支払う指定管理料を充ててはならない（名古屋市が所有する施設等の修繕は指定管理業務）。

自主事業の提案にあたって収益が見込まれる場合、その収益の一部を名古屋市又は利用者に還元する方法についても提案すること。

ア 徳川園駐車場の管理運営（必須）

徳川園駐車場については、指定管理者が都市公園法第5条に基づく公園施設管理許可を得て管理運営すること。また、名古屋市都市公園条例で定める許可使用料を名古屋市に納付すること。

指定管理者は、駐車場運営を通じて、施設の効用の増進と利用者満足の向上を図ること。

(7) 駐車台数

駐車場（地下）	大型車（平面）	3 台
	普通自動車	77 台
	身障者用	2 台
南駐車場	大型車	4 台
	身障者用	3 台

※原則、大型車の駐車台数は、削減しないこと。

(4) 管理運営方法

別添 14「徳川園駐車場（地下）の管理運営について」及び別添 15「徳川園南駐車場の管理運営について」のとおり。

イ その他の自主事業

施設の魅力向上や利用促進に資することを目的とした催事等（指定管理業務として実施する催事等を除く。）を実施する事業、公園利用者へのサービス向上を図る事業及びその他施設の機能増進や活性化につながる事業を、自主事業として行うことができる。

指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ名古屋市と協議し必要な許可を得なければならない。その際、名古屋市都市公園条例に定める使用料等を名古屋市に支払う必要がある。

自主事業の提案が先に述べた事業に該当しない場合や名古屋市が公園での実施がふさわしくないと判断した場合は実施することができない。また、事業計画書において提案された自主事業の実施の可否については、事前にあらためて協議することとする。

なお、自主事業の承認基準等については、別添 16「指定管理業務による催事等及び自主事業承認基準」を参照のこと。

<参考>

管理許可とは、名古屋市自ら公園施設を管理することが不適當又は困難、あるいは名古屋市以外の者が管理することによって機能増進となる場合に、名古屋市の施設を管理運営することを許可する制度である。

設置許可とは、名古屋市自ら公園施設を設置管理することが不適當又は困難、あるいは名古屋市以外の者が設置管理することによって機能増進となる場合に、自ら施設を設置し管理運営することを許可する制度である。

※詳細については、都市公園法・名古屋市都市公園条例・同施行細則（昭和 34 年名古屋市規則第 14 号）を参照すること。

参 考 資 料

(徳川園)

- 現在の管理運営体制（令和２年８月１日時点）
- 貸付予定備品一覧表（令和２年８月１日時点）

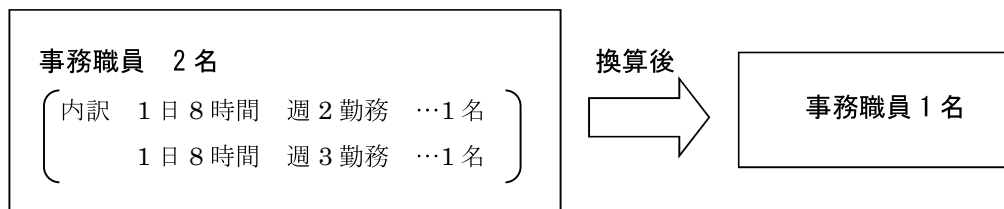
● 現在の管理運営体制

(単位：人)

所長	1
管理課長	1
技術職員・作業職員	5
事務職員	2
受付・事務	5
計	14

※短時間勤務職員は、正規の職員の労働時間に換算して計上しています。

(例) 正規の職員の労働時間が1日8時間、週5日の場合



貸付予定備品一覧表

整理 番号	品 名	規格品質	数量	単位	単価(円)	価格(円)	受入年月日	品名番号	備品番号
1	患者運搬車	車椅子 TK-10	1	台	33,500	33,500	19.7.25	106009	667234
2	患者運搬車	車椅子	2	台	35,000	70,000	21.4.16	106009	667257, 667280
3	のこぎり	ゼノアチェーンソー G2501T 25APSP	1	個	54,000	54,000	26.7.6	203001	856921
4	のこぎり	ハスクバーナーゼノア トリマー HT751 Pro-1	1	台	59,400	59,400	1.6.27	203001	1025159
5	のこぎり	ハスクバーナーゼノア チェーンソー ハイパーこがる GZ2700T	1	台	64,800	64,800	1.6.27	203001	1025160
6	ドリル	HIKOKIハンマドリル DH 40SE(六角軸タイプ)	1	台	52,200	52,200	1.9.24	203001	1025194
7	脚立	アルミ3段	1	台	26,000	26,000		203002	667563
8	脚立	アルミ5段	2	台	32,000	64,000		203002	667583, 667603
9	送風機	ゼノアブローワーHB2320	1	台	49,350	49,350	23.4.27	203002	783768
10	ポンプ	ソルミ水中ポンプ LB-480 60HZ	1	台	27,566	27,566	26.7.6	203002	856920
11	発電機	ホンダEU28isJNAO	1	台	172,000	172,000	18.3.16	204016	668050
12	陳列だな	コクヨZR-PS63NN	2	台	44,625	89,250	24.2.3	301007	783770, 783771
13	事務机	Naiki 係長級	1	個	40,000	40,000	21.4.16	301014	668725
14	事務机	2人用	1	個	80,000	80,000		301014	668737
15	カウンター	1800×500×900	1	個	50,000	50,000	21.4.16	301014	669300
16	げた箱	プラスNo.350	1	個	25,000	25,000	16.11.1	301014	669476
17	更衣箱	コクヨLK-2M	2	個	23,484	46,968	16.12.9	301014	669500, 669502
18	更衣箱	プラス4人用	2	個	28,634	57,268	16.12.9	301014	669503, 669505
19	更衣箱	ITO3人用	1	個	25,000	25,000	21.4.16	301014	669508
20	更衣箱	プラス3人用	1	個	25,000	25,000	21.4.16	301014	669509
21	更衣箱	プラス2人用	1	個	23,000	23,000	21.4.16	301014	669512
22	更衣箱	コクヨ2人用	1	個	23,000	23,000	21.4.16	301014	669514
23	更衣箱	プラス3人用	2	個	25,000	50,000	21.4.16	301014	669516, 669517
24	書戸だな	プラスSG-403R	1	個	42,000	42,000	16.12.9	301014	669535
25	戸だな	カウンター式 900×505×900	1	個	42,600	42,600	16.11.1	301014	669590
26	戸だな	プラスSK-560B	1	個	80,000	80,000	16.11.1	301014	669592
27	戸だな	プラスSS-403R	1	個	37,500	37,500	16.12.9	301014	669594
28	戸だな	イトーキ900×450×900	1	個	40,000	40,000	22.1.28	301014	669596
29	金庫	エーコーCS-80A	1	個	194,800	194,800	20.2.21	301019	669464
30	つまおりがさ	妻折り傘	1	個	100,000	100,000		302007	669992
31	電子ブックプレイヤー	シャープPW-TC930-W	1	台	39,375	39,375	20.10.30	303004	670150
32	テレビ受像機	東芝REGZA 22AC2	1	台	36,750	36,750	23.9.1	308004	891406
33	冷蔵庫	シャープSJ-17P-H	1	台	52,500	52,500	20.1.8	309005	670250
34	ルームクーラー	三菱重工SRK240E5 J2WS	1	台	110,000	110,000	21.6.17	311005	670264
35	ルームクーラー	ヤマゼンYS-22	1	台	33,600	33,600		311005	670266
36	ルームクーラー	東芝RAS-2511D	1	台	69,300	69,300	23.12.26	311005	783769
37	ホワイトボード	ITO WSF-34	1	個	22,000	22,000	16.11.1	312007	670276
38	茶道具セット	五徳	1	個	21,000	21,000		313007	935128
39	写真機	キャノンKISSX7WKIT	1	台	60,000	60,000	28.5.12	403004	893876
40	洗たく物乾燥機	National NH-D502	1	台	50,000	50,000	21.4.16	502005	670391
41	洗浄機	ミナトエンジン式 高圧洗浄機 PWE-1408K	1	台	52,800	52,800	1.6.22	502005	1025146
42	テント	かんたんテント 3.6×2.4	1	張	122,000	122,000		505002	670419
43	テント	かんたんテント 2.4×1.8	1	張	78,000	78,000		505002	670420
44	運搬車	ノーブルワゴン 袋付 NBW-2L(L)NBW-2L 4968501-925108	2	台	25,135	50,270	1.11.21	508003	1027830, 1027831
45	物置	イナバBJ-0990	1	台	41,000	41,000	18.3.16	508014	670471
46	物置	ヨド 5.13×1.87	1	台	388,500	388,500		508014	670472
47	図書	日本の樹木	1	冊	5,035	5,035		901001	670532
48	図書	日本ツバキ・サザンカ名鑑	1	冊	6,300	6,300		901001	670533
49	図書	新土木工事積算体系用語定義集	1	冊	5,999	5,999		901001	670534

徳川園使用料（入園料）徴収業務仕様書

指定管理者は、徳川園への入園の案内、使用料の徴収業務等（以下「使用料徴収業務」という。）について、この仕様書に従って実施すること。

1 指定管理者は、この仕様書によって業務を処理するにあたっては、関係法令を遵守するとともに、名古屋市の指示に従い、誠実、正確、迅速を旨として徳川園設置の目的を効果的に達成するよう努力すること。

2 指定管理者が使用料を徴収する期間及び金額等は、名古屋市都市公園条例（以下「条例」という。）及び名古屋市都市公園条例施行細則（以下「規則」という。）の定めるところによる。

3 業務の内容

- (1) 徳川園の入園券を販売すること。
- (2) 名古屋城、白鳥庭園との共通入園券、徳川美術館（蓬左文庫）とのセット券を販売すること。
- (3) 使用料の減免業務を行うこと。
- (4) 徴収した使用料を名古屋市に納入すること。
- (5) 入園券等により、利用者を入園させること。
- (6) その他、名古屋市の指示に従うこと。

4 使用料の徴収等に関する業務

- (1) 入園券の購入希望者に希望する種別の入園券（様式1）を交付し、使用料を徴収すること。
- (2) 利用者から要求があった場合は、領収書（様式2）を交付すること。また、この領収書は領収書管理簿（様式3）により管理すること。
- (3) 徴収事務を円滑に行うために、つり銭を準備しておくこと。
- (4) 使用料を徴収したときは、徴収した日の翌日（当該日が、規則に規定する供用日でない日及び金融機関の休業日（以下「休業日等」という。）にあたるときは、その直後の休業日等でない日）までに払込書（様式4）によって、名古屋市指定金融機関または名古屋市収納代理金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）へ払い込むこと。
- (5) 使用料を徴収したとき、または、払い込んだときは、名古屋市が別に指定する調定決裁書兼収納金出納簿（以下「実績日報」という。）及び使用料徴収実績表を作成すること。また、名古屋市が別に指定する調定決裁書兼収納金出納簿及び使用料徴収実績表の徳川園入園料分の写しを名古屋市、使用

料徴収実績表の白鳥庭園入園料分の写しを名古屋市及び白鳥庭園管理事務所、使用料徴収実績表の名古屋城観覧料分の写しを名古屋市及び名古屋城管理事務所に提出すること。

(6) 徴収した使用料について、領収書控及び実績日報等と照合確認のうえ、調定を行うこと。また、紛失のないよう確実な方法で保管すること。

(7) 指定管理者は、指定管理者の責に帰すべき事由により、徴収した使用料に過納金及び未納金が生じた場合は、過納金については、名古屋市の収入とし、未納金については、指定管理者の責任において補填すること。

なお、過納金及びその原因については、名古屋市が別に指定する過誤納金管理簿に記載し、その写しを名古屋市に提出すること。

(8) 動植物園、展望塔、名古屋城、徳川園、庭園及びプール等の使用料減免取扱要綱の規定に基づき、使用料の減免に関する業務を行うこと。

(9) 団体等の利用における有料公園施設の入園等に関する要綱の規定に基づき、使用料の後納に関する業務を行うこと。同要綱第5条に定める入園整理券は収納証拠書類となるため、出納記録簿(様式任意)に日々の収受を記録のうえ、適切に管理すること。また、同要綱第7条第2項による使用料の徴収を行う場合、すみやかに使用料の金額を確定のうえ、名古屋市へ報告すること。

5 入園券の取扱い

(1) 指定管理者は、名古屋市の指定する入園券(様式1)以外のものを使用してはならない。ただし、様式については、名古屋市との協議により変更することができる。

(2) 指定管理者は、入園券の保管数について、名古屋市が別に指定する金券類出納簿により管理すること。また、新たに作成する場合は、名古屋市に協議すること。なお、指定期間終了後、使用されなかった等の理由により残存している入園券の取扱いについては、名古屋市の指示に従うこと。

6 この仕様書に定める様式(名古屋市が別に指定する様式を含む。)は、指定管理者が調製すること。ただし、様式1に記載する「名古屋城・徳川園共通入園券」は名古屋市が調製するため、残数について適宜報告すること。

7 名古屋市は、必要があるときは、指定管理者に対して指示を与え、又は業務の実施状況について検査し、あるいは報告を求めることができる。

8 指定管理者は、指定管理者の責に帰すべき事由により、徴収した使用料を亡失した場合は、すみやかに報告書を名古屋市に提出し、名古屋市の指示に従い、

その損害を賠償し又は必要な措置をとること。

- 9 指定管理者は、この仕様書に定めるもののほか、条例、規則及び名古屋市会計規則の定めに従い、その他疑義を生じた事項については、その都度名古屋市と協議すること。

[illegible]

管 理 項 目		管 理 水 準		作業時期												備 考				
分 類	作 業 の 種 類	対 象	数量	単位	年回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月		2月	3月		
植物管理	樹木	特殊樹木等	ボタン	施肥	粒状化成肥料、骨粉、油粕等	1,000	株	2回										花後、秋期		
					発酵ケイフン、苦土石灰等	1,000	株	1回											冬期	
					マルチング		1	式	適宜											
					土寄せ		1	式	適宜											
					かん水		1	式	25回											50a
					補植	花芽付きの株	1	式	1回											
					病虫害防除	殺虫剤散布(臨時処置)	1	式	適宜											
						殺菌・殺虫剤散布(予防処置)	1	式	8回											
					剪定	9月～10月	1,000	株	1回											
					花がら取り	4月(開花期間中の開園日に毎日実施)	1,000	株	適宜											
					芽かき	わき芽、不用芽、台木芽	1,000	株	3回											
					支柱立て	4月(開花までに)	1,000	株	1回											花保護のため
					日除け設置撤去	よしず取付・取外し・よしず補充	1	式	1回											4月張込10月撤去、2a
					名板設置	開花期間中	1	式	2回											
					冬牡丹展示管理	冬ボタン購入、展示、入替、わら囲い設置、撤去	70	箇所	1回											1月2日～2月末
				マツ	剪定、てもみ		42	本	1回											
					こも巻き	10月末～11月取り付け、2～3月取り外し	48	本	1回											
				ソテツ	わら囲い	11月～12月取り付け、2～3月取り外し	4	か所	1回											
					モミジ類	整枝剪定		1	式	適宜										
					病虫害防除	テッポウムシ		1	式	適宜										
				秋の七草	植物管理	ハギ、ススキ、ナデシコ、オミナエシ、フジバカマ、キキョウ ※クスは無し	1	式	適宜											地植え(点在)
				花木	花がら取り		1	式	適宜											
					花後剪定		1	式	1回											
			地被植物	地被植物一般	株分け・植替え	シャカ、ジャノヒゲ、フッキソウ、ヤブコウジ、ヤブラン等	1	式	適宜											
					ササ	葉刈	オカメザサ、コグマザサ、クマザサ等	1	式	適宜										
	適量管理(抜き取り等)	オカメザサ、コグマザサ、クマザサ等		1	式	適宜														
芝生	芝刈・芝耳切	機械刈、手刈		1	式	5回以上											9a			
		目土・施肥			1	式	適宜													
水性植物	水生植物一般	適量管理	カキツバタ、ハンゲショウ、ウォーターカンナ等	1	式	適宜											株分け、間引き、抜き取り等			
		ハナショウブ	施肥		1	式	2回											3a		
	植替え・株分け		土壌改良、掘取、植付、マルチング	1	式	1回/3年											19種			
	病虫害防除			1	式	適宜														
	花がら取り		開花期間中の開園日は毎日実施	1	式															

[illegible]

[illegible]

自家用電気工作物の保安業務に関する特記仕様書

(目的)

第 1 条 指定管理者は、本特記仕様書に則り自家用電気工作物を適切に管理するものとする。

(対象とする事業場)

第 2 条 本仕様書で対象とする事業場は次のとおりとする。

名称	名古屋市 徳川園
所在地	名古屋市東区徳川町

(本市及び指定管理者の責務)

第 3 条 指定管理者は、自家用電気工作物について、電気事業法第 39 条第 1 項の義務を果たすものとする。

- 2 本市は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重するものとする。
- 3 本市及び指定管理者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従うように確約させるものとする。
- 4 本市及び指定管理者は、電気主任技術者として選任する者を、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うことを確約させるものとする。

(保安管理業務の細目及び基準)

第 4 条 保安業務の詳細については、「保安管理業務の細目及び基準」を参照するものとする。

保安管理業務の細目及び基準

1. 保安管理業務の内容

(1) 受注者が受託して実施する保安管理業務は次によるものとする。

① 定例の保安管理業務は次の各号によるものとする。

ア. 定期的な点検、測定及び試験(具体的基準は、別に定める「点検、測定及び試験の基準」による。)を行い、経済産業省令で定める技術基準(以下「技術基準」といいます。)の規定に適合しない事項または適合しないおそれがあるときは、必要な指導、助言を行う。

イ. 電気工作物の設置又は変更の工事の設計審査について、発注者の通知を受け必要な指導、助言を行う。

ウ. 電気工作物の設置又は変更の工事期間中は、発注者の通知を受け、毎週1回工事期間中の点検(具体的基準は、別に定める「工事期間中に關する点検の基準」による。)を行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導、助言を行う。

ただし、内燃力発電所、ガスタービン発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については、経済産業省告示第249号第4条の規定により点検は行わないものとする。

エ. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、発注者若しくは電気事業者より通知を受けたときは、電話により、又は出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止につきとるべき措置を指導し、助言を行う。

この場合は、発注者は受注者が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に受注者に連絡するものとする。

オ. 電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成指導及び手続の指導を行う。

カ. 受注者が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生するおそれのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行う。

キ. 電気事業法に規定する立入検査には、その都度発注者の通知を受け、受注者の保安業務担当者等を立ち合わせる事。

ク. 変圧器、電力用コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に關する標準実施要領(内規)」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するか確認をすること。

②定例外の保安管理業務は次の各号によるものとする。

ア. 電気工作物の工事、維持及び運用に關する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成指導及び手続の指導を行う。

イ. 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行う。

ウ. 前各号のほか発注者の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行う。

(2) 次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、発注者は発注者の負担において電気工事業者又は電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。この場合において、発注者の申し出がある場合又は点検の際に受注者が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、受注者は指導、助言又は協議を行うものとする。

ア. 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物(例えば、次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する自家用電気工作物)

(ア) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

(イ) 消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

(ウ) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

(エ) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器(医療

- 用機器、オートメーション化された工作機械群等)
- (オ) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
- イ. 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の（ア）から（カ）までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）
 - (ア) 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
 - (イ) 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室）
 - (ウ) 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
 - (エ) 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
 - (オ) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
 - (カ) 器具工具等を使用し、物を移動しなければ点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等
- ウ. 事業場外で使用されている可搬型機器（移動して使用する機器）である自家用電気工作物
- エ. 可搬型機器及びこれに付属する電線のうち、点検時事業場に設置されていないもの
- オ. 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

- (3) 上記（2）において、発注者及びその従事者の日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を保安業務担当者等が行い、異常があった場合には、保安業務担当者等が点検を行うものとする。

2. 相互の連絡

- (1) 発注者は次に掲げる場合はその具体的内容を遅滞なく受注者に通知するものとする。
- ①遅滞なく連絡する事項
 - ア. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合
 - イ. 安全上の事由または物理的な事由により、技術基準の適合確認が困難となるおそれがある場合
 - ウ. 有害ガス発生、酸素濃度の低下、ガス爆発、落盤、出水等のおそれが生じた場合
 - エ. 電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合
 - オ. 感染症等により、事業場への立ち入りが困難となる恐れがある場合
 - ②その他連絡する事項
 - ア. 経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合
 - イ. 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合
 - ウ. 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合
 - エ. 発注者の事業場に設置された絶縁監視装置（電話通報方式）が警報を発した場合
 - オ. 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合
 - カ. 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合
 - キ. 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合
 - ク. 発注者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合
 - ケ. 電気工作物に関する権利義務に変更があった場合
 - コ. 電気事業者との需給契約を変更する場合
 - サ. 爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合
 - シ. その他電気工作物の保安に関し必要な場合
- (2) 受注者は次の各号に掲げる事項を発注者に通知するものとする。
- ア. 受注者の就業時間内、時間外における受注者への連絡方法
 - イ. 発注者の事業場に設置された絶縁監視装置（自動通報方式）の警報を受信した場合
 - ウ. その他必要な事項

3. 絶縁監視装置及び機器の設置

- (1) 経済産業省告示第249号第4条第7号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当するもの及び受注者の定める条件に該当する電気工作物には、発注者の承諾を得て絶縁監視装置を設置することができる。

- (2) 電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器（以下「絶縁監視装置等機器」といいます。）は発注者と受注者が協議のうえ受注者が設置し所有するものとする。
- (3) 発注者は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、電灯配線などの施設及び電話回線の利用について便宜を供するものとする。
- (4) 絶縁監視装置等機器及び設置工事に要する費用は、原則として受注者が負担するものとする。
- (5) 絶縁監視装置等機器の保守は受注者が行い、その費用は受注者が負担するものとする。
- (6) 発注者は、絶縁監視装置等機器を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとする。

4. 絶縁監視装置の警報発生時の処置

- (1) 電気工作物に設置する絶縁監視装置から警報発生時（警報動作電流 50 mA）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して 5 分以上受信した場合又は 5 分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合に、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。
- (2) 受注者は、警報発生時の受信の記録を 3 年間保存するものとする。

5. 絶縁監視装置及び機器の撤去

- (1) 受注者は、発注者との保安管理業務委託契約が解除され又は失効した時は、絶縁監視装置等機器を撤去するものとする。
- (2) 絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、発注者と受注者が協議のうえ絶縁監視装置又は機器を撤去するものとする。
- (3) 電気工作物の変更により、絶縁監視装置の設置に関して、第 3 項第 1 号の信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなったときは、発注者と受注者が協議のうえ、絶縁監視装置を撤去するものとする。

6. 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

- (1) 保安管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、発注者と受注者が協議のうえ速やかに改修するものとする。
- (2) 前号の不安全施設の改修に要する費用は、原則として発注者が負担するものとする。
- (3) 受注者は発注者と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがある。
- (4) 受注者は、発注者に改修依頼した不安全施設が長期にわたって改修されないため、保安管理業務の遂行に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、この契約を解除できるものとする。

7. その他

この「保安管理業務の細目及び基準」に定めがない事項については、その都度発注者と受注者が相互に協議するものとする。

別表 1

点 検 、 測 定 及 び 試 験 の 基 準

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				I	II	
引込設備	引込線	外観点検	○	○	○	必要の都度
	区分開閉器	絶縁抵抗測定			○※ 1	
	電線、支持物、ケーブル	放電雑音チェック		○		

受電設備 (二次変電設備)	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験		○※1	○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		トリップ回路の導通試験		○※1		
		絶縁油酸価度試験			○※2	
		絶縁油破壊電圧試験			○※2	
		内部点検			○※2	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	母線、計器用変成器 断路器、電力用ヒューズ、 避雷器、電力用コンデンサ、 リアクトル、その他機器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		絶縁油透明度チェック			○※3	
		絶縁油酸価度試験			○※3	
		絶縁油破壊電圧試験			○※3	
		内部点検			○※3	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	受・配電盤	外観点検	○	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験			○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	接地工事 (接地線・保護管)	外観点検	○	○	○	必要の都度
		接地抵抗測定		○※4	○※4	

	構造物・配電設備 受電室建物 キュービクル式受・配電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	蓄電池設備	外観点検	○	○	○	必要の都度	
		比重測定	1回／年	○	○		
		液温測定	1回／年	○	○		
		電圧測定	1回／年	○	○		
負荷設備	電動機，電熱器	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	電気溶接機	電圧・電流測定	○※8	○※8	○※8		
	その他の電気機器類	絶縁抵抗測定			○※1,6		
	照明装置	接地抵抗測定		○※4	○※4		
	配線及び配線器具	温度チェック	○	○	○		
	接地装置	漏洩電流測定	○※5	○※5			
	配電線路の電線等	絶縁監視	○※7	○※7	○※7		
	及び支持物						
非常用予備発電装置	ガスタービン及び附属装置	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	内燃機関及び附属装置	起動試験	○	○	○		
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	接地装置	絶縁抵抗測定		○※1	○※1		
		接地抵抗測定		○※4	○※4		
	遮断器・開閉器 その他の電気機器類		受電設備と同じ				受電設備と同じ

注（１）月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとする。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行う。

- ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- イ 電線と他物との離隔距離の適否
- ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- エ 接地線等の保安装置の取付け状態

（２）※５を付した測定は、高压受変電設備の変圧器のＢ種接地線で漏えい電流を測定する。
ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとする。

（３）※８を付した測定は、高压受変電設備にて測定した値が不適合の場合又は、負荷設備に不適合がある場合に行うものとする。

（４）年次点検Ⅰは無停電で行う点検で、年次点検Ⅱは停電をして行う点検をいう。なお、年次点検Ⅰを実施する場合は３年に１回は年次点検Ⅱを行うものとする。

年次点検Ⅰは、信頼性が高い設備で、年次点検Ⅱと同等と認められる次の各項目が１年に１回以上行われている場合に実施する。

ア 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第５８条に規定された値以上であること並びに高压電路が大地及び他の電路と絶縁されている。

イ 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第１９条に規定された値以下である。

ウ 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動試験の結果が正常である。

エ 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常である。

オ 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常である。

（５）※１を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがある。

（６）※２を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）１０年経過時に、１０年

を超えたものは5年経過毎にそれぞれ行うものとする。

ただし、年次点検Ⅰの点検周期により、経過年数以前に行うことがある。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。

※2を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。

採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とする。

(7) ※3を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過毎に、20年を超えたものは3年経過毎にそれぞれ行うものとする。

ただし、年次点検Ⅰの点検周期により、経過年数以前に行うことがある。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。

※3を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。

採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とする。

(8) ※4を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがある。

(9) ※6を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることがある。

(10) ※7を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいう。

この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を月次点検、年次点検実施時、誤差試験を年1回行うものとする。

別表2

工事期間中に関する点検の基準

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検
引込設備	引込線 区分開閉器 電線、ケーブル及び支持物	外観点検	○
受電設備 (二次 変電設備)	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○
	母線、計器用変成器、 電力用ヒューズ、断路器、避雷器、 電力用コンデンサ リアクトル、その他機器	外観点検	○
	変圧器	外観点検	○
	受・配電盤	外観点検	○
	接地工事（接地線・保護管等）	外観点検	○
	構造物・配電設備 受電室建物 〔キュービクル式受・配〕 電設備の金属製外箱等	外観点検	○
	蓄電池設備	外観点検	○

負荷設備	電動機、電熱器、電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置、配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等及び支持物	外観点検	○
非常用 予備発電装置	ガスタービン及び附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点検	○
	発電機及び励磁装置、接地装置	外観点検	○
	遮断器・開閉器、その他の電気機器類	外観点検	○

注 (1) 工事期間中は、設備ごとに外観点検を行うものとする。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行う。

- ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- イ 電線と他物との離隔距離の適否
- ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- エ 接地線等の保安装置の取付け状態

徳川園駐車場（地下）の管理運営について

1 供用日時

供用日	1月2日から12月28日まで 休業日 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日のときは直後の休日でない日）
供用時間	午前9時15分から午後6時00分まで ただし、徳川園（庭園）が夜間開園する場合は、閉園時間の30分後まで

※名古屋市との協議により認められた場合は、供用日時を変更することができる。

2 駐車料金

普通自動車	30分毎	120円
大型車	最初の1時間	500円
	以降30分毎	500円

※名古屋市との協議により認められた場合は、駐車料金を変更することができる。

ただし、周辺駐車場の料金と均衡を保った額とすること。

3 駐車料金の減免

- （1） 名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）及び「動植物園、展望塔、名古屋城、白鳥庭園、庭園及びプール等の使用料減免取扱要綱」に規定された減免措置と同等の減免を行うこと。
- （2） 減免の対応については、減免の対象となる手帳等について、係員の目視や監視カメラ等で確認を行うこと。

4 運営における留意点

- （1） 公園管理車両及び業務車両について、駐車料金を徴収せずに入出庫できるようにすること。
- （2） 入庫での混雑時には、車両誘導を行い、車両が公園の外周道路に並ぶことのないように努めること。また、満車時には表示を行うこと。
- （3） 出庫での混雑時には、車両誘導を行うなど、場内の混雑緩和に努めること。
- （4） 災害や大雨などにより、駐車場を利用することが危険又は困難であると判断される場合は、駐車場の供用を一時中止するなどの対応を行うこと。
- （5） 徳川園南駐車場と連携し、公園利用者が円滑に駐車場を利用できるよう案内を行うこと。
- （6） 徳川美術館、蓬左文庫に係る駐車場の夜間利用についても最大限配慮すること。（現行事例として、徳川美術館レストランが夜間利用。大型車1台につき1回2,000円）

5 報告事項

駐車場の利用実績として、利用状況（利用台数、減免台数等）について、翌月15日までに名古屋市へ報告すること。また、名古屋市の求めに応じて、収支状況などのデータを提出すること。

徳川園南駐車場の管理運営について

1 供用日時

供用日	1月2日から12月28日まで
供用時間	午前9時15分から午後5時00分まで

※名古屋市との協議により認められた場合は、供用日時を変更することができる。

※午後5時以降は、レストランの無料駐車場として使用することができる。

2 駐車料金

普通自動車	30分毎	120円
大型車	最初の1時間	500円
	以降30分毎	500円

※名古屋市との協議により認められた場合は、駐車料金を変更することができる。

ただし、周辺駐車場の料金と均衡を保った額とすること。

3 駐車料金の減免

- (1) 名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）及び「動植物園、展望塔、名古屋城、白鳥庭園、庭園及びプール等の使用料減免取扱要綱」に規定された減免措置と同等の減免を行うこと。
- (2) 減免の対応については、減免の対象となる手帳等について、係員の目視等で確認を行うこと。

4 運営における留意点

- (1) 公園管理車両及び業務車両について、駐車料金を徴収せずに入出庫できるようにすること。
- (2) 入庫での混雑時には、車両誘導を行い、車両が公園の外周道路に並ぶことのないように努めること。また、満車時には表示を行うこと。
- (3) 出庫での混雑時には、車両誘導を行うなど、場内の混雑緩和に努めること。
- (4) 災害や大雨などにより、駐車場を利用することが危険又は困難であると判断される場合は、駐車場の供用を一時中止するなどの対応を行うこと。
- (5) 徳川園駐車場（地下）と連携し、公園利用者が円滑に駐車場を利用できるよう案内を行うこと。
- (6) 指定管理区域除外部分は、なごや観光ルートバス（以下「メーグル」という。）駐車場として名古屋市（観光文化交流局観光推進課）が管理許可を取得し、管理している区域である。メーグルが円滑に駐車場を管理運営できるよう協力すること。
- (7) 徳川美術館、蓬左文庫に係る駐車場の夜間利用についても最大限配慮すること。

5 報告事項

駐車場の利用実績として、利用状況（利用台数、減免台数等）について、翌月15日までに名古屋市へ報告すること。また、名古屋市の求めに応じて、収支状況などのデータを提出すること。

指定管理業務による催事等及び自主事業承認基準

(目的)

第1条 この基準は、指定管理者が指定管理業務として行う催事、講習会及び展示会（以下「催事等」という。）並びに自主事業の実施に関して名古屋市（以下「市」という。）が承認する基準を定めることを目的とする。

(指定管理業務)

第2条 この基準における指定管理業務とは次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 市と指定管理者が締結する協定書においてその実施を義務付けている催事等（自主事業として実施を義務付けているものを除く。）
- (2) その他協定書に定めはないが、市との協議により指定管理業務として催事等の実施が認められたもの

(自主事業)

第3条 この基準における自主事業とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 協定書において、自主事業として実施を義務付けている事業
- (2) その他協定書に定めがないが、市との協議により自主事業として実施することが認められたもの

(経費の区分)

第4条 指定管理者は、指定管理業務として催事等を行うにあたって、その経費に指定管理料を充てることができる。

2 指定管理者は、自主事業を行うにあたって、その経費に指定管理料を充てることができない。

(指定管理者からの協議)

第5条 指定管理者は、指定管理業務及び自主事業（以下「事業」という。）を実施するにあたり、事前にその具体的内容、施設の配置計画、収支計画、公園利用者から徴収する参加料等を明らかにしたうえで市に対して協議しなければならない。ただし、指定管理業務として行う催事等のうちその詳細が協定書に定められ、市が協議不要と判断したものについてはこの限りでない。

(事業の承認における一般基準)

第6条 市は、前条の協議に対し、以下の全てを満たす場合に承認することができる。

- (1) 事業日程及び事業規模が他の公園利用を阻害しない範囲であること。
- (2) 事業の内容が公序良俗に反しないものであること。
- (3) 事業実施に関する安全性が確保されていること。

- (4) 第三者に対する賠償責任等、当該事業の実施に伴う一切の責任を指定管理者が負うものであること。
- (5) 事業の実施により、周辺の民間事業を圧迫し多大な影響を及ぼすものでないこと。
- (6) 原則として施設の構造等に影響を及ぼすものでないこと。
- (7) 不特定多数の公園利用者が広く利用若しくは参加できるものであること、又は利用者や参加者の選定について公平性が確保されていること。

(指定管理業務の承認基準)

第7条 市は指定管理者から指定管理業務として行う催事等の協議があったときは、前条に定める基準を満たすほか、以下の全てを満たす場合に承認することができる。

- (1) その事業内容が施設の設置目的に沿っていること。
- (2) 催事等において、その参加者から参加料等を徴収する場合、その収入が催事等の開催経費を超えないこと。また、その参加料等は著しく高額でないこと。

(事業内容の変更指示)

第8条 市は、指定管理業務として行う催事等の協議に対し、その事業全体又はその事業の一部について指定管理業務として承認できる内容に変更するよう指示することができる。

(自主事業の承認基準)

第9条 市は指定管理者から自主事業の協議があったときは、第6条に定める基準を満たすほか、以下のいずれかに該当する場合に承認することができる。

- (1) 施設の機能増進若しくは利用者サービスの向上に資する事業、又は公園施設や公園利用者への還元につながる事業
- (2) 公園利用者の便益に資する施設等の設置管理

(事業の承認)

第10条 市は指定管理者に事業の承認を行うにあたって、次に掲げる事項を明示して承認するものとする。

- (1) 協議のあった事業実施の可否
- (2) 協議のあった事業に指定管理料を充てることの可否
- (3) 事業の実施にあたり、必要となる法令上の許可等を取得すること

2 市は指定管理者から協議のあった事業のうち、その一部のみを承認することができる。

(承認の条件)

第11条 市は事業の承認にあたって必要に応じ条件を附することができる。

(実施報告)

第 12 条 指定管理者が自主事業を実施した場合は、参加者の状況、事業成果及び収支状況や収益の還元状況等を市に報告しなければならない。